

長万部町地域防災計画

《 資料編 》

令和8年3月

長万部町防災会議

〔目 次〕

資 料 編

1 防災体制等	1
○ 資料1-1 長万部町防災会議条例.....	1
○ 資料1-2 長万部町防災会議運営規程.....	2
○ 資料1-3 長万部町災害対策本部条例.....	3
○ 資料1-4 長万部町災害対策本部運営規程.....	4
○ 資料1-5 災害対策本部掲示板・標旗・腕章.....	5
○ 資料1-6 地域別情報連絡責任者.....	5
○ 資料1-7 住民組織と業務分担.....	6
○ 資料1-8 災害応援協定.....	8
○ 資料1-9 消防組織及び消防施設の現況.....	16
○ 資料1-10 水防施設及び資材の配置.....	20
○ 資料1-11 除雪機械の現況.....	21
○ 資料1-12 関係機関等の連絡先.....	22
2 気象・震度階級等	27
○ 資料2-1 災害の記録.....	27
○ 資料2-2 気象等に関する警報・注意報発表基準.....	29
○ 資料2-3 雨量及び水位の観測所.....	31
○ 資料2-4 気象庁震度階級関連解説表.....	32
3 災害危険区域等	36
○ 資料3-1 水防区域・重要水防箇所.....	36
○ 資料3-2 土砂災害危険箇所等.....	37
○ 資料3-3 山地災害危険地区.....	38
○ 資料3-4 雪崩危険箇所.....	38
○ 資料3-5 高波・高潮・津波等危険区域.....	38
○ 資料3-6 危険物貯蔵所等.....	39
4 通信・輸送	42
○ 資料4-1 災害情報等報告取扱要領.....	42
○ 資料4-2 災害時優先電話・衛星電話一覧.....	51
○ 資料4-3 緊急輸送道路.....	51
○ 資料4-4 町有車両の現況.....	52
○ 資料4-5 ヘリコプター離着陸場.....	52
○ 資料4-6 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領.....	53
○ 資料4-7 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領.....	58
5 避難・救援・応急措置等	62
○ 資料5-1 従事命令、協力命令等の種類と執行者及び命令対象者.....	62
○ 資料5-2 従事命令等の実施手続き.....	63
○ 資料5-3 避難施設.....	67
○ 資料5-4 長万部川洪水浸水想定区域等における警戒避難体制.....	68
○ 資料5-5 土砂災害警戒区域における警戒避難体制.....	69

○ 資料 5-6	津波災害警戒区域における警戒避難体制	72
○ 資料 5-7	医療機関	74
○ 資料 5-8	救援物資等調達先	75
○ 資料 5-9	救助活動拠点・救援物資集積拠点	75
○ 資料 5-10	水道施設・給水資機材	75
○ 資料 5-11	防疫用資器材等	75
○ 資料 5-12	廃棄物処理施設等	76
○ 資料 5-13	火葬場施設	76
○ 資料 5-14	遺体埋葬場所	76
○ 資料 5-15	埋蔵文化財遺跡・包蔵地	76
6	復旧対策	78
○ 資料 6-1	長万部町災害弔慰金の支給等に関する条例	78
○ 資料 6-2	事業別国庫負担等一覧	81
○ 資料 6-3	応急金融の大要	85
7	関係様式	98
○ 資料 7-1	水防活動実施報告	98
○ 資料 7-2	通報者からの情報受領書	99
○ 資料 7-3	自衛隊の災害派遣要請	100
○ 資料 7-4	自衛隊の災害派遣部隊撤収要請	101
○ 資料 7-5	被災世帯調査表	102
○ 資料 7-6	物資購入（配分）計画表	102
○ 資料 7-7	災害救助法関連様式	103

1 防災体制等

○ 資料 1 - 1 長万部町防災会議条例

昭和 37 年 11 月 15 日条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、長万部町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 長万部町地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて長万部町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項に規定する委員の定数は、18 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 2 月 25 日条例第 10 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 7 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 1－2 長万部町防災会議運営規程

昭和 42 年 6 月 5 日規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 長万部町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）及び長万部町防災会議条例（昭和 37 年条例第 24 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第 2 条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第 3 条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(議事)

第 4 条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することはできない。

(委員の異動報告)

第 5 条 長万部町防災会議条例第 3 条第 5 項第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号の規定により職能の故をもって任命された委員が異動等により変更のあった場合は、当該委員の後任者はその職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会長への委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 12 日規程第 2 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

○ 資料 1－3 長万部町災害対策本部条例

昭和 37 年 11 月 15 日条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、長万部町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害本部長を助け、災害本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 7 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 1 - 4 長万部町災害対策本部運営規程

昭和 42 年 6 月 5 日規程第 5 号

(趣旨)

第 1 条 長万部町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営等について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び長万部町災害対策本部条例（昭和 37 年条例第 25 号）に定があるもののほか、この規程の定めるところによる。

(災害対策副本部長)

第 2 条 災害対策副本部長は、副町長をもって充てる。

(災害対策本部員)

第 3 条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、長万部町課制設置条例（昭和 23 年条例第 10 号）に定める課の課長及び参事並びに出納室長、教育長、長万部町教育委員会事務局組織規則（昭和 47 年教育委員会規則第 1 号）に定める教育次長、長万部町学校給食センター管理規則（昭和 60 年教育委員会規則第 1 号）に定める学校給食センター長、病院事務長、選挙管理委員会事務局書記長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、消防長及び議会事務局長、技師長、保健師長、清掃センター長、保育所長及び署長、課長補佐及び室長、消防団長をもって充てる。

(対策班)

第 4 条 本部に次の対策班を置く。ただし、災害の状況により一部の対策班を設置しないことができる。

- (1) 総務班
- (2) 厚生班
- (3) 産業建設班
- (4) 医療班
- (5) 教育班
- (6) 水道ガス班
- (7) 消防班

2 班長は、前条に定める本部員をもって充てる。

3 班に属すべき職員は、班長の属する課等及び各事務局の職員をもって充てる。

(本部員会議)

第 5 条 本部員会議は、災害対策に関し災害予防又は災害応急対策の重要事項を協議し、その推進に当たる。

(本部の庶務)

第 6 条 本部の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 10 月 1 日規程第 6 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 21 日規程第 11 号）

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 1 日規程第 4 号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 15 条から第 17 条までの規定は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 28 日規程第 23 号）

この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 12 日規程第 2 号）

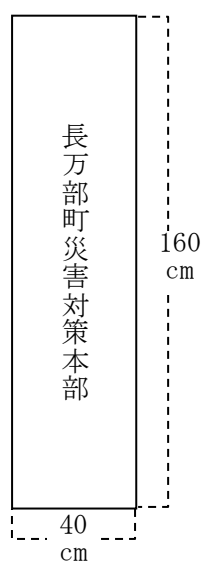
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規程第 3 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

○ 資料 1 - 5 災害対策本部掲示板・標旗・腕章

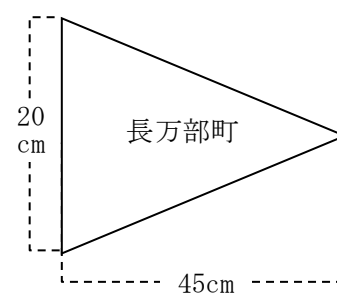
1 災害対策本部掲示板



2 腕章



3 自動車用標識



○ 資料 1 - 6 地域別情報連絡責任者

(令和 3 年 2 月 1 日現在)

区域	連絡責任者	連絡方法	備考
字豊津・字豊野・字国縫・字茶屋川	字国縫長万部町消防団国縫分団長	NTT電話 消防無線	
字花岡・字中ノ沢	字中ノ沢長万部町消防団中ノ沢分団長	NTT電話 消防無線	
字双葉・字知来・字大峯・字蕨岱・ 字美畑	字双葉長万部町消防団双葉分団長	NTT電話 消防無線	
字平里・字大浜・字長万部・字富野・ 字旭浜・字栄原・字共立・字栗岡	字長万部長万部町消防団長万部分団長	NTT電話 消防無線	
字静狩	字静狩長万部町消防団静狩分団長	NTT電話 消防無線	

○ 資料 1-7 住民組織と業務分担

(令和 3 年 2 月 1 日現在)

区分	組織	業務
奉仕団	長万部町婦人赤十字奉仕団 事務局 長万部町字長万部 453 番地 1 長万部町役場内 電話 2-2454	(1) 義援金品の募集及び整理 (2) 救援物資の支給 (3) 災害時における炊き出しに協力すること。
	長万部町無線赤十字奉仕団 事務局 委員長宅	(1) 救助活動で町長が協力を求めた事項
町内会	連合会 長万部町連合町内会 事務局 会長宅 単位団体 (別表 1 参照)	(1) 対策本部と地域住民との連絡調整に当たること。 (2) 災害時の地域住民の把握をすること。 (3) 義援金品の配分業務に協力すること。 (4) 救援物資の支給、飲料水の供給、清掃及び防疫の奉仕 (5) その他
婦人団体	連合会 長万部町地域女性団体連絡協議会 事務局 事務局長宅 構成団体 2 婦人団体 (別表 2 参照)	(1) 災害時における炊き出しに当たること。 (2) 救援物資の配分業務に協力すること。 (3) 高齢者世帯、被災児(保護者を失う又は保護者が負傷)の世話をすること。

別表1 長万部町連合町内会

(令和3年2月1日現在)

単位団体名	単位団体名	単位団体名	単位団体名
豊津町内会	大浜町内会	温泉町内会	旭浜町内会
豊野親交会	大町町内会	高砂町内会	栄原町内会
国縫自治会	本町町内会	南栄町内会	共立町内会
中ノ沢町内会	元町町内会	新開町内会	双葉町内会
平里町内会	陣屋町内会	富野会	

参考 未加盟団体は次のとおり

単位団体名	単位団体名	単位団体名
花岡部落会	栗岡町内会	蕨岱部落会
曙町内会	知来部落会	静狩振興会

別表2 長万部町地域女性団体連絡協議会

(令和3年2月1日現在)

団体名	地区	団体名	地区
長万部婦人会	字長万部	国縫女性会	字国縫

○ 資料 1-8 災害応援協定

(令和 6 年 2 月 1 日現在)

1 長万部町が締結している災害応援協定

No.	協定先	締結日	協定名及び内容
1	日本水道協会北海道地方支部道西地区協議会	H10.10.1	災害時相互応援に関する協定 ①応急給水作業 ②応急復旧作業 ③応急復旧用資材の提供 ④工事業者のあっせん 外
2	全国市町村あやめサミット連絡協議会	H12.4.26	災害時における相互応援に関する協定 ①災害復旧活動における職員の派遣及び後方支援 ②被害状況の把握や救助等の応急活動における職員の派遣及び後方支援 ③備蓄物資及び資機材、車両等の提供及びあっせん ④被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん外
3	協同組合長万部町建設協会	H20.5.1	災害時における協力業務に関する協定 ①情報連絡網の構築・共有 ②協力実施体制の構築・共有 ③障害物除去用等の重機・資機材等の調達 ④応急復旧対策に係る業務対応 外
4	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H22.1.21	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定 ①自販機のメッセージボードによる地域情報、道路情報等の提供 ②自販機内在庫の商品の提供
5	北海道開発局	H22.5.31	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ ①土木施設等の被害状況の把握 ②二次災害の防止に資する応急措置の準備 外
6	北海道エルピーガス災害対策協議会	H22.6.21	災害等の発生時における応急・復旧活動支援に関する協定 ①被災場所における L P ガスの被害状況及び復旧状況の情報提供 ②被災場所における応急措置及び復旧工事 ③避難場所等への L P ガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事 ④ L P ガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配 ⑤大規模火災現場における L P ガス設備の撤去等の安全対策 外
7	(社)北海道エルピーガス協会道南支部	H22.6.21	災害時における L P ガス供給の協力に関する協定 ① L P ガスの供給 ② L P ガスを燃料として使用するために必要な関連機器 ③その他必要とする資機材
8	北渡島・檜山北部 4 町	H24.2.27	災害時相互応援に関する協定 ①食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ②救援及び救助活動に必要な車両及び資機材等の提供 ③被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 ④救援及び災害復旧に必要な職員の派遣 ⑤一時避難に関する避難所等の提供 外

No.	協定先	締結日	協定名及び内容
9	(株)共成レンタ ム北松山営業所	H25. 3. 21	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 ①レンタル機材の提供
10	(株)カナモト八 雲営業所	H25. 3. 22	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 ①レンタル機材の提供
11	函館地方石油業 協同組合	H25. 4. 10	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 ①緊急車両等への石油類の優先給油 ②災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等 への石油類の優先提供 ③物資の供給及び要員の動員等 ④給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客等に対する一 時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供 ⑤給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による 災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に 関する情報等の提供 ⑥給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及 び簡易な応急手当等の支援
12	(株)ナガワ	H25. 5. 31	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 ①レンタル機材の提供
13	北渡島・檜山北 部4町 陸上自衛隊第11 旅団第28普通科 連隊	H25. 6. 24	大規模災害時等における連携に関する協定 ①平素における連携として、複数の情報連絡手段の確保・情報連 絡体制の充実、応急対策活動円滑化のための資料の共有・修正 時の意見聴取、防災訓練や会議等への相互参加協力・訓練成果 の共有 ②初動における連携として、災害派遣を要請する可能性がある と判断した段階での情報共有、自衛隊連絡員の現地派遣、災害対 策本部に自衛隊の情報所を設置して情報の一元化 ③応急対策活動における連携として、活動拠点となる広場の提 供・使用調整、災害派遣に際し必要な経費の負担区分・物品の 無償貸与又は無償譲渡などの情報の共有化 外
14	長万部町内郵便 局	H26. 3. 26 (H20. 7. 30)	災害発生時における協力に関する協定 ①緊急車両等としての車両の提供 ②被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供 ③郵便局ネットワークを活用した広報活動 ④災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い ⑤郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公 共団体等への情報提供 ⑥避難所における臨時の郵便差出箱の設置 ⑦株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の 非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い 外
15	サントリーフー ズ(株)	H26. 6. 11	災害時における飲料の提供等に関する協定 ①自販機内在庫の商品の提供 ②災害時備蓄用飲料水 120本の無償提供

No.	協定先	締結日	協定名及び内容
16	学校法人東京理科大学	H26. 11. 16	災害時等における協力体制に関する協定 ①災害時等の緊急避難場所として避難者の受入 ②学生、教職員等による救援活動の協力 ③食料品、生活物資等の提供及び備蓄 ④災害対策本部を長万部町役場内に設置できない場合において、災害対策本部の機能を代替することができる施設の提供 外
17	一般社団法人函館地区トラック協会	H26. 11. 25	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定 ①被災者支援に必要な生活必需品等の輸送 ②災害応急対策に必要な資機材等の輸送 ③その他必要と認められた業務
18	東日本高速道路株式会社北海道支社室蘭管理事務所	H27. 3. 23	津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定 ①国縫インターチェンジ敷地の一部を地域住民等が指定緊急避難場所として使用
19	ヤマト運輸株式会社函館主管支店	H27. 9. 28	長万部町とヤマト運輸株式会社との包括連携協定 ①災害時の物資輸送・物資拠点に関すること。
20	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H28. 12. 1	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定 ①被災住民等を救助するための物資の調達及び供給 ②店舗の営業継続又は早期営業再開に係る協力
21	(株)サッポロドラッグストア(北渡島・檜山北部4町連携)	H30. 5. 18	災害時における応急生活物資の供給に関する協定 ①災害時における応急生活物資の供給
22	(株)アクティオ	H30. 10. 17	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定 ①レンタル機材の提供
23	北海道電力(株)北海道電力ネットワーク(株)	R3. 11. 1	災害時における復旧作業の相互支援に関する協定 ①災害発生時の情報共有 ②復旧における相互協力 ③連絡体制に確立 ④連携訓練等の実施
24	一般社団法人日本ムービングハウス協会	R4. 3. 23	災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定 ①応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協力
25	洞爺湖町	R4. 3. 31	有珠山噴火災害における広域避難に関する協定 ①有珠山噴火災害時の長万部町への避難者の受け入れ ②平常時の相互交流
26	(株)北海道ロードサービス	R4. 4. 8	長万部町所管道路の災害時における協力体制に関する協定 ①情報連絡網の構築・共有 ②協力実施体制の構築・共有 ③資機材保有状況の報告 ④施設の被害状況の把握に係る業務対応 ⑤災害応急対策に係る業務対応 ⑥その他必要と認める業務対応

No.	協定先	締結日	協定名及び内容
27	ヤフー(株)	R4. 8. 9	災害に係る情報発信等に関する協定 ①災害発生時キャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載 ②避難所等の防災情報をヤフーサービス上に掲載 ③避難指示等の緊急情報をヤフーサービス上に掲載 ④災害発生時の被害状況等をヤフーサービス上に掲載 ⑤必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載
28	黒松内名銘水	R81. 13	災害時における協力体制に関する協定 ①飲料水の提供 ②応急対策拠点用地としての敷地の提供

2 北海道が締結し道内市町村が関連している災害応援協定

No.	協定先	締結日	協定名及び内容
1	北海道食糧事務所	H13. 10. 1	災害救助用米穀引渡協定 ①札幌食糧事務所長又は、政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対し、直接引渡しを要請
2	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H18. 12. 22	災害時における飲料の供給等防災に関する協定 ①飲料の提供 ②現地対策本部等応急対策拠点用地として敷地を提供 ③一時避難場所として敷地及び倉庫を提供 ④災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供 外
3	(株)ローソン	H20. 2. 21	災害時における物資の供給に関する協定 ①食料品、飲料水、日用品、その他北海道が指定する物資を供給
4	(株)セブン-イレブン・ジャパン (株)イトーヨーカ堂	H20. 7. 24	災害時における物資の供給に関する協定 ①食料品、飲料水、日用品、その他北海道が指定する物資を供給
5	(株)サークルKサンクス	H20. 11. 27	災害時における物資の供給に関する協定 ①食料品、飲料水、日用品、その他北海道が指定する物資を供給
6	(株)壺番屋 (株)サークルKサンクス (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)北海道ファミリーマート (株)モスフードサービス (株)ローソン	H20. 12. 17	災害時における帰宅者支援に関する協定 ①店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供 ②店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供 外

No.	協定先	締結日	協定名及び内容
7	サントリーフーズ(株)	H20.12.18	災害時における飲料の供給等防災に関する協定 ①飲料の供給 ②現地対策本部等応急対策拠点用地として子会社である北海道ペプシコーラ販売(株)の所有する敷地を提供 ③一時避難場所として北海道ペプシコーラ販売(株)の所有する敷地及び倉庫を提供 ④災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供 外
8	社団法人隊友会 北海道隊友会連 合会	H21.6.26	災害時における協力に関する協定 ①本部等の運営に必要な情報の収集・整理業務の補助 ②災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助 ③給水、炊き出しその他の救援活動の補助 ④避難所の開設及び運営の補助 ⑤瓦礫の撤去、清掃及び防疫の補助 ⑥物資、資材の運送及び配分の補助 外
9	イオン北海道 (株)	H22.1.20	災害時における物資の供給等防災に関する協定 ①グループ企業で調達可能な物資の供給 ②把握した災害情報の来店者等に対する提供、帰宅途上者の一時立寄支援所、近隣避難所情報等の提供・道路案内 ③店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した災害情報の提供 ④敷地等の一時避難所、現地対策本部等応急対策拠点用地としての提供 外
10	ホームック(株)	H23.3.23	災害時における物資の供給等防災に関する協定 ①調達可能な物資の供給 ②把握した災害情報の来店者等に対する提供、帰宅途上者の一時立寄支援所、近隣避難所情報等の提供・道路案内 ③店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した災害情報の提供 外
11	社団法人北海道 宅地建物取引業 協会	H23.5.2	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定 ①会員である宅地建物取引業者が被災者に民間賃貸住宅の媒介をするときの報酬額については、無償とするよう会員業者に協力を求める。 ②会員業者の媒介業務が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。
12	社団法人北海道 トラック協会	H23.10.17	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定 ①緊急・救援輸送 ②物流専門家の派遣
13	北海道旅客船協 会	H24.3.27	災害時における緊急・救援輸送等に関する協定 ①船舶による住民等の避難又は人員及び物資等の輸送等

No.	協定先	締結日	協定名及び内容
14	日糧製パン(株)	H24. 3. 27	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定 ①食料品、その他被災地及び被災住民等が必要とする物資の供給並びに調達支援 ②災害対策本部、救援物資の保管場所、復旧資材の仮置場等、現地における応急対策拠点として、所有する敷地及び建物の一部提供 ③被災住民の一時避難場所として、所有する敷地及び建物の一部提供 ④日常の配送網を活用した被災地及び避難場所への物資輸送 ⑤有人拠点において徒歩帰宅者に対する、水道水、トイレ等の提供 ⑥周辺住民、徒歩帰宅者、道路通行者に対する、各種メディアを通じた情報、及び市町村から提供を受けた地図等による道路、交通機関の運行等に関する情報提供 外
15	(社)全国賃貸住宅経営協会	H24. 3. 27	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定 ①協会が有する民間賃貸住宅に関する情報の提供
16	陸上自衛隊北部方面隊	H24. 6. 7	大規模災害時の連携に係る協定書 ①応急対策活動を行うための情報連絡体制の充実等
17	(株)ダスキン(ミスタードーナツ店)	H24. 11. 1	災害時における帰宅者支援に関する協定 ①帰宅支援ステーションの設置 ②帰宅困難者に対する水道水、トイレ等の提供 ③帰宅困難者に対する地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供
18	公益社団法人日本青年会議所 北海道地区協議会	H25. 1. 23	災害時及び防災活動に関する協力協定 ①本部等の運営に必要な情報の収集・整理業務の補助 ②災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助 ③給水、炊き出しその他の救援活動の補助 ④避難所の開設及び運営の補助 ⑤瓦礫の撤去、清掃及び防疫の補助 ⑥物資、資材の運送及び配分の補助 外
19	北海道地区レンタカー協会連合会	H25. 3. 25	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定 ①車両の提供(貸与)
20	一般社団法人北海道建設業協会	H25. 3. 25	災害時における応急対策業務に関する協定 ①緊急人命救助に伴う障害物等の除去のための業務 ②道路施設の損壊等に伴う道路交通確保のための業務 ③河川施設の損壊等に伴う治水安全確保のための業務 ④緊急パトロール業務 外
21	全日本空輸(株) 日本航空(株)グループ3社	H25. 3. 29	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定 ①航空機による緊急輸送業務
22	北海道行政書士会	H26. 1. 29	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定 ①被災者支援のための行政書士業務
23	(株)AIRDO	H26. 1. 29	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定 ①航空機による緊急輸送業務

No.	協定先	締結日	協定名及び内容
24	NPO法人コメリ災害対策センター	H26.11.21	災害時における物資の供給に関する協定 ①被災住民等を救助するための物資の供給
25	北海道弁護士会 連合会等の士業 7団体	H29.6.2	災害時における相談業務の応援に関する協定 ①相談業務従事者の派遣
26	苫小牧地区倉庫 協会	H29.7.24	災害時における物資の保管等に関する協定 ①物資の保管場所として倉庫等の一部提供 ②物資の保管等に関し、必要な作業員、資機材の提供 ③必要な物流専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣
27	北海道公立大学 法人札幌医科大学	H29.12.20	災害時における相互協力に関する協定 ①大学施設の一部の一時避難施設としての提供及び施設利用 ②大学施設に収容した被災者への応急医療資材及び備蓄資機材の提供 ③避難所等への学生及び教職員によるボランティアの派遣
28	小樽倉庫協会	H30.3.19	災害時における物資の保管等に関する協定 ①物資の保管場所として倉庫等の一部提供 ②物資の保管等に関し、必要な作業員、資機材の提供 ③必要な物流専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣
29	(公社)日本下水道 管路管理業協会	H30.3.23	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 ①下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務等
30	(一社)全国上下 水道コンサルタント協会 北海道支部	H30.3.23	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定 ①被害状況調査や応急復旧方法の検討等
31	札幌倉庫協会 道北倉庫協会 室蘭地区倉庫協会	H30.3.28	災害時における物資の保管等に関する協定 ①物資の保管場所として倉庫等の一部提供 ②物資の保管等に関し、必要な作業員、資機材の提供 ③必要な物流専門家の道及び被災市町村の災害対策本部等への派遣
	函館倉庫協会	H30.5.10	
	道東倉庫協会 北見地区倉庫協会	H31.3.29	

3 北海道町村会が締結している災害応援協定

No.	協定先	締結日	協定名及び内容
1	北海道、北海道市長会	H20. 6. 10 (H9. 11. 5)	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 ①食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん ②被災者等の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん ③避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん ④避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣 ⑤被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん外
2	財務省北海道財務局、北海道、北海道市長会	H26. 3. 28	災害時の応援に関する協定 ①避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等） ②災害ボランティア及び支援物資等の受付事務 ③有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業 ④り災証明書申請受付及び発行に関する事務 ⑤り災建物判定に係る現地調査補助 外

○ 資料 1-9 消防組織及び消防施設の現況

(令和3年2月1日現在)

1 消防署人員数

司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	合計
1	2	6	0	3	7	19

2 消防団員人数

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
団本部	1	4	1	2	1			9
事業所部					1	2	6	9
女性部					1	3	11	15
機能別消防隊							20	20
長万部分団			1	3	5	13	28	50
国縫分団			1	1	2	3	7	14
静狩分団			1	1	1	1	3	7
中ノ沢分団			1	1	1	1	3	7
双葉分団			1	1	1	3	3	9
実員	1	4	6	9	13	26	81	140

3 消防用器具現有数

機器名	区分	本部	長万部分団	国縫分団	静狩分団	中ノ沢分団	双葉分団	機能別
	発電照明装置		4	1	1		1	
泡消火器具		1						
化学消火薬剤(ℓ)		372						
流出油吸着剤(枚)		307						
流出油処理剤(ℓ)		98						
流出油吸着剤(kg)		66						
ジェットシューター		18						
フォグガン		1						
ホース	呼称 65mm	298	12	26	22	26	12	12
	呼称 50mm	93						

4 消防車両現況

区分 所属	車名 (種別)	車種	年式	馬力数	ポンプ型式 及び性能		購入 月日	備考
					ポンプ種別	級別		
消防署	救急車1号	トヨタ	H21	151			H21.9	高規格
〃	救急車2号	トヨタ	H25	151			H25.9	2B型4WD
〃	長万部救急	トヨタ	H12	180			H12.9	2B型4WD
〃	指令車	トヨタ	H11	185			H11.6	サーフ
〃	1号車(タンク車)	日野	H21	300	NWT-30-2	A-2	H21.10	最大放水量 3.00t
〃	大型水槽車(小型動力ポンプ付水槽車)	日野	H30	370 ポンプ 22	VF-63AS-Ti	B-2	H30.3	1.0t
長万部分団	2号車(タンク車)	いすゞ	S61	175	高速二段 タービン	A-2	S61.9	最大放水量 3.00t
〃	3号車(ポンプ車)	いすゞ	S63	175	高速二段 タービン	A-2	S63.8	最大放水量 3.00t
〃	4号積載車 (小型動力ポンプ車)	三菱	H3	120 ポンプ 55	高速一段 タービン	B-2	H3.11	最大放水量 1.40t
〃	消防搬送車	ダイハツ	R2	34			R2.12	ハイゼット
静狩分団	静狩ポンプ車	いすゞ	H26	150	高速二段 タービン	A-2	H26.11	最大放水量 3.00t
国縫分団	国縫積載車 (小型動力ポンプ車)	トヨタ	H23	150 ポンプ 46	高速一段 タービン	B-2	H24.2	最大放水量 1.25t
中ノ沢分団	中ノ沢積載車 (小型動力ポンプ車)	トヨタ	H15	91 ポンプ 46	高速一段 タービン	B-2	H15.7	最大放水量 1.25t
双葉分団	双葉積載車 (小型動力ポンプ車)	ダイハツ	H8	42 ポンプ 51	高速一段 タービン	B-3	H8.6	最大放水量 1.20t
機能別	旧静狩積載車 (小型動力ポンプ車)	トヨタ	S60	85 ポンプ 40	高速一段 タービン	B-3	S60.12	最大放水量 1.20t

5 救助救急用具現有数

品名	数	品名	数
かぎ付はしご	6	人工蘇生器(可搬式)	2
万能斧	6	心臓蘇生用背板	1
三連はしご	2	電動式吸引器	2
空気呼吸器	8	CPR訓練用人形	11
カラビナ	40	喉頭異物除去用具	3
空気ポンベ	24	全身固定器具(BB)	4
エンジンカッター	3	固定搬送用器具(SS、陰圧固定)	5
チェーンソー	1		

6 消防通信施設

施設名		数
デジタル無線システム	基地局＝H27.3 開局（20W）活動波 1、活動波 2、主運用波、統制波	4
	可搬型移動局（10W）	1
	移動局（車両系）10W	8
	携帯用（5W）	10
	固定局（サイレン遠隔吹鳴装置）	20
	受令機	2
NTT回線	119 番専用回線（長万部 2、国縫 2、静狩 2、IP1、携帯 1）	8
	衛星回線（受信専用）	1
	高速道路専用回線	1
	専用回線本部～役場	2
	一般電話（一般 3、FAX1、光 IP1）	5

7 防火水利施設

種別地区	消火栓		防火水槽		その他		種別地区	消火栓		防火水槽		その他	
			公設	私設						公設	私設		
	単口	双口	40 m ³ 以上	40 m ³ 以上	河川	プール		単口	双口	40 m ³ 以上	40 m ³ 以上	河川	プール
旭浜	5				1	長万部川	栄原	3					
富野	3		1	私 2 指 2			元町	7		1			
本町	4						大町	9		1			
曙町	5						大浜	11					
平里	5				1	紋別川	新開町	11					
南栄町	9		1				住吉町	1		1			
高砂町	8		1		B&G	1 4～9	温泉町	3		1			
陣屋町	9		1				国縫	16		1		1	国縫川
中ノ沢	5		1				静狩	14		3		1	
双葉	5				1	小学校横							

○ 資料 1-10 水防施設及び資材の配置

(令和 3 年 2 月 1 日現在)

1 水防倉庫

No.	倉庫名	所在地	備考
1	役場 車庫内	長万部町字長万部 453 番地 1	
2	消防本部 車庫内	長万部町字長万部 450 番地 21	
3	消防団 4 部機械器具置場	長万部町字長万部 390 番地 6	
4	消防団 国縫分団機械器具置場	長万部町字国縫 37 番地 1	
5	消防団 静狩分団機械器具置場	長万部町字静狩 21 番地	
6	消防団 中ノ沢分団機械器具置場	長万部町字中ノ沢 41 番地 1	
7	消防団 双葉分団機械器具置場	長万部町字双葉 91 番地 16	

2 水防資器材等備蓄状況

区分	品名	単位	数量	区分	品名	単位	数量
水 防 用 資 材	麻袋・土のう袋類	袋	1,824	水 防 用 器 材	掛矢	丁	1
	ビニールシート	枚	13		のこぎり	丁	4
	ロープ(縄)	kg			ツルハシ	丁	2
	鉄線	kg			スコップ	丁	87
	丸太	kg			鉋	丁	
	木杭・鉄杭	kg			ペンチ	丁	6
	ビニールパイプ(竹樋・木桶)	本			鎌	丁	7
	竹	本			おの	丁	4
	蛇籠	本			ハンマー	丁	1
	かすがい	本			一輪車	台	1
	畳	枚			たこづち	丁	2
	予備土	m ³			脚立	脚	2
	詰め石用石	m ³			モッコ	組	
	土のう	袋	160		照明器具	台	8
	トンパック	袋	10		ナタ	丁	
かます	袋						

3 資材の調達先

資材店	資材名	所在地	備考
農業協同組合購買部	土のう用袋、縄ほか	本 町	
漁業協同組合購買部	土のう用袋、縄ほか	旭 浜	
有限会社森興業	砂	温泉町	
農業協同組合購買部	土のう用袋、縄ほか	本 町	
(有) 大坂木材	土のう用袋、縄ほか	本 町	
金谷金物店	土のう用袋、縄ほか	本 町	
イエローグローブ長万部店	土のう用袋、縄ほか	南栄町	

○ 資料 1-11 除雪機械の現況

(令和 3 年 2 月 1 日現在)

(町及び委託業者の所有する機械の種別及び数量)

種別 所有者	ダンプ トラック	ホイール ローダー	グレーダー	ロータリー 除雪車	小計	合計
長万部町	1	3	1	3 (うち小型1)	8	42
委託業者	1	30	2	1 (うち小型1)	34	

※上記以外にハンドガイド型ロータリー除雪機 1 台 役場所有

○ 資料 1-12 関係機関等の連絡先

(令和 5 年 2 月 1 日現在)

1 長万部町

(1) 役場・消防等

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
長万部町（総務課 防災交通係）	長万部町字長万部 453 番地 1	01377-2-2000	01377-2-4884
長万部町教育委員会	長万部町字長万部 453 番地 1	01377-2-2748	01377-2-4884
長万部町立病院	長万部町字長万部 18 番地 40	01377-2-5611	01377-2-5787
長万部町消防本部	長万部町字長万部 450 番地 21	01377-2-2049	01377-2-5260
長万部消防署	長万部町字長万部 450 番地 21	01377-2-2049	01377-2-5260
長万部町清掃センター	長万部町字双葉 113 番地 3	01377-2-3322	01377-2-6988
長万部町営ガス	長万部町字長万部 199 番地 8	01377-2-2219	—
長万部町 子育て支援センター	長万部町字長万部 430 番地 143	01377-2-4006	01377-2-2172

(2) 幼稚園・学校・大学

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
マリア幼稚園	長万部町字富野 102 番地 47	01377-2-2266	—
長万部町立長万部小学校	長万部町字長万部 3 番地 5	01377-2-2514	01377-2-2515
長万部町立長万部中学校	長万部町字栄原 138 番地	01377-2-2064	01377-2-2633
北海道長万部高等学校	長万部町字栄原 143 番地 1	01377-2-2069	01377-2-4398
東京理科大学 長万部キャンパス	長万部町字富野 102 番地 1	01377-2-5111	01377-2-3430

(3) 要配慮者利用施設

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
さかえ保育所 （長万部町 子育て支援センター）	長万部町字長万部 430 番地 143	01377-2-4006	01377-2-2172
いずみ保育園	長万部町字本町 128 番地	01377-2-3592	—
長万部長愛会 特別養護老人ホーム 長万部慈恵園	長万部町字平里 91 番地 11	01377-2-5121	01377-2-5314
長万部長愛会 ふれあいハイムおしゃまんべ	長万部町字長万部 422 番地 26	01377-2-4500	01377-2-5924

2 北海道

(1) 振興局等

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	
渡島総合振興局			
地域創生部危機対策室	函館市美原4丁目6番16号	代 表	0138-47-9400 (内線 2191)
		ダイヤルイン	0138-47-9430
		FAX 番号	0138-47-9203
函館建設管理部(治水課(防災))	函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9643	
八雲出張所	八雲町立岩83-1	0137-63-3111	
八雲保健所	八雲町末広町120	0137-63-2168	
東部森林室	函館市美原4丁目6番16号	0138-83-7282	
渡島家畜保健衛生所	函館市西桔梗町555-13	0138-49-5444	
渡島農業改良普及センター	北斗市東前74-4	0138-77-8242	
渡島教育局(総務係)	函館市美原4丁目6番16号渡島合同庁舎4階	0138-47-9576	
後志総合振興局 森林室	虻田郡俱知安町南4条西1丁目25-1	0136-22-1152	

(2) 危機対策局

部 名	局 課 名	グ ル ー プ 名	所 在 地	電 話 番 号		FAX 番号
				代 表 (内線)	ダ イ ヤ ル イ ン	
総務部	危機対策局 危機対策課	危機調整 グループ	札幌市中央区北3 条西6丁目	011-231-4111	011-204-5007	011-231-4314 011-251-6242
				内線 22-552		
		内線 22-561				
		防災 グループ		内線 22-554	011-204-5008	
				内線 22-568		
		消防 グループ		内線 22-555	011-204-5009	
	内線 22-576					
	危機対策局 原子力安全対策課	企画防災 グループ		内線 22-852	011-204-5011	011-232-1101
				内線 22-861		
危機対策局	休日・夜間 (当直室)	内線 22-586	011-231-3398	011-231-3402		

(3) 防災航空室

部 名	課 名	室 名	所 在 地	電 話 番 号	FAX 番号
総務部	危機対策課	防災航空室	札幌市東区丘珠町 755-11	011-782-3233	011-782-3234

3 北海道警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
北海道警察本部(警備課 災害第一係)	札幌市中央区北2条西7丁目	011-251-0110 (内線 5722)
函館方面本部	函館市五稜郭町15-5	0138-31-0110
八雲警察署	八雲町富士見町113番地	0137-64-2110
長万部交番	長万部町字長万部183番地2	01377-2-2312
国縫交番	長万部町字国縫56番地1	01377-5-2004
静狩交番	長万部町字静狩52番地6	01377-6-2011

4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
北海道開発局函館開発建設部 防災対策官	函館市大川町1番27号	0138-42-8170
八雲道路事務所(総務課)	八雲町東雲町23	0137-63-3154
北海道総合通信局 防災対策推進室	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-747-6451
北海道農政事務所函館地域拠点	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-26-7800
北海道森林管理局長万部森林事務所	長万部町字長万部431番地28	01377-2-2041
札幌管区气象台	札幌市中央区北2条西18-2	011-611-6127
函館地方气象台	函館市美原3丁目4番4	0138-46-2214
第一管区海上保安本部 函館海上保安部(警備救難課)	函館市海岸町24-4	0138-42-4312
北海道労働局函館労働基準監督署	函館市新川町25-18	0138-23-1276
八雲公共職業安定所	八雲町相生町108番地8 八雲地方合同庁舎	0137-62-2509
北海道運輸局函館運輸支局	函館市西桔梗町555-24	050-5540-2002

5 自衛隊

(1) 陸上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
北部方面總監部	防衛部運用室	札幌市中央区南26条西10丁目	011-511-7116 内線2574~2576
第11旅団長	第3部防衛班	札幌市南区真駒内17	011-581-3191 内線2136(当直2300)
第28普通科連隊長 (函館駐屯地司令)	連隊第3科	函館市広野町6-18	0138-51-9171 内線239(当直302)

(2) 海上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
大湊地方總監	防衛部3室	青森県むつ市大湊町4-1	0175-24-1111 内線2224(当直2222)
函館基地隊司令	警備科	函館市大町10-3	0138-23-4241 内線224(当直300)

(3) 航空自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
北部航空方面隊司令部	防衛部	青森県三沢市後久保125-7	0176-53-4121 内線2353(当直3901)
第2航空団司令	防衛部	千歳市平和無番地	0123-23-3101 内線2231(当直3800)

6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
日本郵便(株)北海道支社総務人事部危機管理担当	札幌市中央区北2条西4丁目3番地	011-214-4000
長万部郵便局	長万部町字長万部 425 番地 24	01377-2-3025
東日本電信電話(株)北海道事業部北海道南支店	函館市東雲町 14-8	0138-21-2011
北海道旅客鉄道(株)函館保線所長万部保線管理室 (長万部派出所:01377-2-2039)	長万部町字長万部 458 番地 21	01377-2-4897
北海道電力ネットワーク(株)八雲ネットワークセンター	八雲町富士見町 103-2	0137-62-2531
日本赤十字社北海道支部長万部町分区	長万部町字長万部 453 番地 1	01377-2-2454
日本放送協会函館放送局	函館市千歳町 13-1	0138-27-0111

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
一般社団法人渡島医師会	函館市大森町 21-12 シャトゥーム大森 2F	0138-27-1246
一般社団法人北海道LPガス協会道南支部	函館市日吉町 3 丁目 20-34	0138-51-3320
社会福祉法人北海道社会福祉協議会	札幌市中央区北2条西7丁目北海道社会福祉総合センター「かでる2・7」	011-241-3976

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号
J A新はこだて(長万部支店)	長万部町字長万部 450 番地	01377-2-3122
J A新はこだて(長万部支店資材課)		01377-2-2908
長万部漁業協同組合	長万部町字旭浜 159 番地 10	01377-2-3126
山越郡森林組合	八雲町出雲町 19 番地の 4	0137-62-3007
長万部商工会	長万部町字長万部 36 番地 2	01377-2-2270
協同組合長万部町建設協会	長万部町字長万部 402 番地	01377-2-3381
社会福祉法人長万部町社会福祉協議会	長万部町字長万部 413 番地 1	01377-6-7711

9 近隣市町村

市町村名	課名	係名	住所	電話番号	FAX 番号
函館市	総務部総務課	防災担当	函館市東雲町 4 番 13 号	0138-21-3648	0138-27-6489
北斗市	総務部総務課	交通防災係	北斗市中央 1 丁目 3 番 10 号	0138-73-3111	0138-73-6970
松前町	総務課		松前町字福山 248	0139-42-2275	0139-46-2048
福島町	総務課	総務防災係	福島町字福島 820	0139-47-3001	0139-47-4504
知内町	総務企画課	総務係	知内町字重内 21 の 1	01392-5-6161	01392-5-7166
木古内町	総務課	総務グループ	木古内町字本町 218 番地	01392-2-3131	01392-2-3622
七飯町	総務財政課	防災車両係	七飯町本町 6 丁目 1 番 1 号	0138-65-2511	0138-66-2054
鹿部町	総務・防災課	防災危機管理係	鹿部町字鹿部 252 番地 1	01372-7-2111	01372-7-3086
森町	防災交通課	防災係	森町字御幸町 144 の 1	01374-2-2181	01374-2-3244
八雲町	総務課	防災係	八雲町住初町 138	0137-62-2111	0137-62-2120

2 気象・震度階級等

○ 資料 2-1 災害の記録

(令和 5 年 2 月 1 日現在)

発生年次	件名	備考
1856 年 (安政 3 年) 8 月 26 日	駒ヶ岳大噴火	
1899 年 (明治 32 年) 6 月 3 日	大雨	町内各河川増水 紋別川仮橋流失
1913 年 (大正 2 年) 8 月	暴風雨	
1916 年 (大正 5 年) 7 月 2 日	豪雨	床上浸水 6 戸 床下浸水 38 戸 農業施設に被害
1920 年 (大正 9 年) 9 月 23 日	暴風雨	家屋 30 戸に被害
1954 年 (昭和 29 年) 10 月 1 日	台風 15 号	風倒木多数
1955 年 (昭和 30 年) 7 月 3~4 日	豪雨	床下浸水 35 戸 農作物・河川・道路被害
1961 年 (昭和 36 年) 4 月 4 日	豪雨 雪解水	河川氾濫 浸水家屋 97 戸 道路決壊 3 橋流失 1 堤防決壊 7 護岸決壊 12 農業施設に被害
1963 年 (昭和 38 年) 2 月 12 日	猛吹雪	電話不通 停電
1963 年 (昭和 38 年) 9 月 18 日	大雨	河川決壊 13 道路決壊 2 橋決壊 2
1968 年 (昭和 43 年) 5 月 16 日	十勝沖大地震	マグニチュード 7.9
1968 年 (昭和 43 年) 8 月 21 日	大雨	住宅浸水 河川決壊
1975 年 (昭和 50 年) 8 月 19~24 日	台風 5 号 台風 6 号	鉄道不通 床上浸水 69 戸 床下浸水 185 戸
1977 年 (昭和 52 年) 8 月 7 日	有珠山噴火	噴火湾の養殖ホタテに降灰
1981 年 (昭和 56 年) 8 月 22~23 日	台風 15 号	最大風速 30m 床上浸水 5 戸 床下浸水 55 戸 道路決壊 1 河川氾濫 5 農業施設・漁業施設に被害
1985 年 (昭和 60 年) 9 月 1 日	台風 13 号	床上浸水 73 戸 床下浸水 251 戸 土木施設に被害

発生年次	件名	備考
1993年（平成5年） 7月12日	北海道南西沖地震	マグニチュード7.8の大地震 住宅、店舗、土木施設、公共施設被害
1999年（平成11年） 8月2日	大雨	床上浸水 1戸 床下浸水 19戸 護岸決壊 2 河川決壊 4 路肩決壊 2 農業施設に被害
2002年（平成14年） 8月5日	大雨	床上浸水 1戸 床下浸水 6戸 河川決壊 17 路肩決壊 6
2011年（平成23年） 3月11日	東日本大震災	日本における観測史上最大のマグニチュード9.0の巨大地震 ホタテ養殖施設等水産業に大きな被害
2012年（平成24年） 9月25日	大雨ひょう竜巻	床上浸水 2戸 床下浸水 17戸 社会福祉施設等に被害
2013年（平成25年） 8月9日	大雨	床上浸水 3戸 床下浸水 10戸
2016年（平成28年） 8月30～31日	台風10号	住家一部破損等 72戸 農業、水産業、林業被害 停電 1,614戸
2017年（平成29年） 9月17～18日	台風18号	非住家一部破損等 4戸 倒木、冠水
2018年（平成30年） 7月5日	大雨	床下浸水 1戸 路肩決壊 1 冠水、流失等 農業、林業被害
2018年（平成30年） 9月4日	台風21号	住家一部破損等 8戸 非住家一部破損等 1戸 停電 140戸 林業被害

○ 資料 2-2 気象等に関する警報・注意報発表基準

(令和 6 年 5 月 23 日現在)

発表官署 函館地方気象台

種類		発表基準			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	129	
	洪水		流域雨量指数基準	長万部川流域=20.1、国縫川流域=15.4、 静狩川流域=5.8、南部陣屋川流域=10.7	
			複合基準*	—	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	18m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪による視程障害を伴う	
海上			25m/s 雪による視程障害を伴う		
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 40cm			
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	1.2m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7		
		土壌雨量指数基準	76		
	洪水	流域雨量指数基準	長万部川流域=16、国縫川流域=12.3、 静狩川流域=4.6、南部陣屋川流域=8.5		
		複合基準*	静狩川流域=(5 , 4.6)、 南部陣屋川流域=(6 , 6.4)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	13m/s	
			海上	18m/s	
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪による視程障害を伴う	
			海上	18m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25cm		
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.8m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	60mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計			
	濃霧	視程	陸上	200m	
			海上	500m	
	乾燥	最小湿度 35% 実効湿度 65%			
なだれ	① 24 時間降雪の深さが 30cm 以上				
	② 積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃ 以上				
低温	通年：(平均気温) 平年より 5℃ 以上低い日が 2 日以上継続				
霜	最低気温 3℃ 以下				
着氷	船体着氷：水温 4℃ 以下 気温 -5℃ 以下で風速 8m/s 以上				
着雪	気温 0℃ くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続				
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm		

(注) 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数

※ (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1 km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1 km 四方毎の基準値については、別添資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

○ 資料 2 - 3 雨量及び水位の観測所

(令和 6 年 2 月現在)

1 雨量観測所

観測地点	関係河川名	所在地	管理者	標高
二股温泉	二股川	長万部町字大峯	渡島総合振興局 函館建設管理部	150.0m
双葉	長万部川	長万部町字双葉 40 番 7 地先河川敷 (JR 双股駅付近)	渡島総合振興局 函館建設管理部	32.0m
長万部	その他	長万部町字長万部	函館地方気象台	6.0m
静狩 (道路)	その他	長万部町字静狩 397 番地 1 (R37 静狩ト ンネル函館側坑口より 1.3m 函館方向)	道路 函館開発 建設部 (道路)	—

2 水位観測所

水系名 河川名	観測地点 (所在地)	管理者	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
長万部川 長万部川	長万部川 (長万部町字栄原 69 番 1 地先河川敷)	渡島総合振興局 函館建設管理部	8.82m	9.89m	10.18m	11.11m
国縫川 国縫川	国縫川 (長万部町字国縫 396 番地先河川敷)	渡島総合振興局 函館建設管理部	2.04m	2.82m	—	3.90m

○ 資料 2-4 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 気象庁)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用

(注) 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。傾くものや、倒れるものが多い。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間が掛かることがある。

* 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

* 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

3 災害危険区域等

○ 資料3-1 水防区域・重要水防箇所

(令和3年2月1日現在)

1 水防区域（市街地における低地帯の浸水予想区域）

No.	危険区域の現況				予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	災害の要因	住家(戸)	公共施設 (棟)	道路	その他
1	国縫	国縫6区	1.0	排水の溢水	13	-	町道1	-
2	中ノ沢	中ノ沢駅前	0.6	〃	8	-	町道1	-
3	長万部	元町9区	2.0	〃	30	-	町道3	-
4	長万部	陣屋町	1.5	〃	22	-	町道2	-
5	長万部	本町	1.5	〃	21	-	町道3	-
6	長万部	大町	3.5	〃	45	-	町道5	-
7	長万部	新開町	4.0	〃	33	新開寿の家	町道5	-
8	平里	平里	0.2	〃	3	-	-	-
9	静狩	静狩7・8区	2.5	〃	18	-	町道1	-
10	長万部	温泉町	1.0	〃	8	-	-	-

2 重要水防箇所

No.	河川名	右・左岸	起点位置(km)			終点位置(km)			重要水防区域延長(km)	重要度※	築堤有・無	備考
			地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
1	長万部川	右岸	旭浜	(町)栄橋	0.70	長万部	高速道路橋から 0.05km 上流	1.85	1.15	B	有	樋門
2	長万部川	右岸	美畑	(町)美酪橋から 0.55km 下流	5.95	美畑	(町)美酪橋から 0.65km 上流	7.15	1.20	B	有	樋門
3	長万部川	右岸	双葉	JR 橋から 0.85km 下流	8.95	双葉	JR 橋から 0.35km 下流	9.45	0.50	B	有	
4	南部陣屋川	左岸	旭浜	(町)旭橋	0.30	旭浜	(国)旭浜橋から 0.2km 上流	0.50	0.20	B	有	
5	紋別川	左岸	平里	JR 橋	0.30	平里	(林)佐渡ヶ島橋か ら 0.40km 上流	2.80	2.50	B	有	
6	紋別川	右岸	平里	湯の沢川との合流点 から 0.3km 下流	1.40	平里	丸山川との合流点 から 0.4km 上流	2.80	1.40	B	有	取水堰
7	国縫川	左岸	国縫	河口	0.00	国縫	島田川との合流点 から 1.30km 上流	2.10	2.10	B	有	

(注) 道指定：本町に国指定の重要水防箇所は該当なし

※重要度B：水防上重要な区間（計画高水位が現況堤防の計画余裕高外となる箇所など）

○ 資料 3-2 土砂災害危険箇所等

(令和 4 年 2 月 1 日現在)

No.	種別	字	区域名	箇所番号	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	指定年月日
1	急傾斜地崩壊危険箇所	新開町	長万部新開	I-2-353-1391	○	○	H27. 2. 27
2		南栄町	長万部南栄 3	I-2-354-1392	○	○	H27. 2. 27
3		高砂町	長万部高砂 1	I-2-355-1393	○	○	H27. 2. 27
4		高砂町	長万部高砂 2	I-2-356-1394	○	○	H27. 2. 27
5		高砂町	長万部高砂 3	I-2-357-1395	○	○	H27. 2. 27
6		高砂町	長万部高砂 4	I-2-358-1396	○	○	H27. 2. 27
7		大峯	長万部大峯	I-2-359-1397	○	○	R3. 3. 3
8		豊津	長万部豊津	II-2-253-1036	○	○	H30. 2. 23
9		豊野	長万部豊野	II-2-254-1037	○	○	H30. 2. 23
10		中ノ沢	長万部中ノ沢	II-2-255-1038	○	○	R3. 3. 3
11		南栄町	長万部南栄 2	II-2-256-1039	○	○	H27. 2. 27
12		栄原	長万部栄原	II-2-257-1040	○	○	R2. 3. 13
13		共立	長万部共立	II-2-258-1041	○	○	R2. 3. 13
14		静狩	長万部静狩	II-2-259-1042	○	○	H29. 5. 19
15		南栄町	長万部南栄 1	III-2-87-468	○	○	H27. 2. 27
16	土石流危険溪流	静狩	隧道の沢	II-23-0010	○	○	H29. 5. 19
17		共立	中森の沢	II-23-0020	○	○	R2. 3. 13
18		共立	オタモイ川	I-23-0030	○		R2. 3. 13
19		双葉	保坂の沢	II-23-0040	○		R2. 3. 13
20		双葉	メムナイ川	II-23-0050	○		R2. 3. 13
21		栗岡	栗の木岱 1 号線の沢	II-23-0070	○		R2. 3. 13
22		栗岡	丹波の沢	II-23-0080	○	○	R2. 3. 13
23		富野	オバルベツ川	II-23-0090	○		R2. 3. 13
24		花岡	若松の沢	II-23-0110	○		R3. 3. 3
25		国縫	前田の沢	II-23-0120	○		R1. 7. 5
26		茶屋川	渡辺の沢	II-23-0130	○		R1. 7. 5
27		豊野	藤野の沢	II-23-0140	○	○	H30. 2. 23
28		豊津	田中の沢 2	II-23-0160	○		H30. 2. 23

○ 資料 3-3 山地災害危険地区

(令和 6 年 2 月 1 日現在)

種別	箇所数	備考
山腹崩壊危険地区	3	北海道山地災害危険地区マップ https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/
地すべり崩壊危険地区	1	
崩壊土砂流出危険地区	30	

○ 資料 3-4 雪崩危険箇所

(令和 6 年 2 月 1 日現在)

箇所数	備考
5	北海道雪崩危険箇所マップ https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/nadare/

○ 資料 3-5 高波・高潮・津波等危険区域

(令和 3 年 2 月 1 日現在)

No.	被害発生予想区域					予想される被害			
	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の原因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
1	静狩	12,000	5,760		高波 高潮 津波	244	小学校 1 会館 1 郵便局 1	国道 37 号 町道	漁港 1
2	旭浜	5,320	5,170		〃	152	会館 1	〃	漁港 1 水産加工場 2
3	長万部	1,400	1,400		〃	515	小学校・病院 1 郵便局 1 会館 2	国道 5 号 町道	—
4	大浜	2,140	1,990		〃	168	会館 1	〃	漁港 1
5	平里	200	200		〃	142	—	〃	—
6	中ノ沢	1,950	1,950		〃	89	小学校 1 会館 1	〃	—
7	花岡	2,830	2,830		〃	15	—	国道 37 号 町道	—
8	国縫	1,840	1,840		〃	272	小学校 1 会館 1 郵便局 1	〃	漁港 1 水産加工場 2
9	豊野	2,930	2,930		〃	13	—	〃	—
10	豊津	3,940	3,940		〃	24	—	〃	—

○ 資料 3-6 危険物貯蔵所等

(令和 3 年 2 月 1 日現在)

1 危険物の施設の設置場所

施設の名称	施設の区分	貯蔵(取扱)危険物数量(kℓ)	設置場所	備考
長万部町役場	地下タンク貯蔵所	重油 (A) 6	字長万部 453 番地 1	
長万部町消防本部	地下タンク貯蔵所	重油 (A) 5	字長万部 450 番地 21	
山越郡衛生処理場	地下タンク貯蔵所	重油 20	字豊津 35 番地 4	
	地下タンク貯蔵所	メタノール 4		
ファミリースポーツセンター	地下タンク貯蔵所	灯油 6	字長万部 411 番地 12	
学習文化センター	地下タンク貯蔵所	重油 7	字長万部 411 番地 216	
静狩小学校	地下タンク貯蔵所	重油 6	字静狩 166 番地	
長万部小学校	地下タンク貯蔵所	重油 15	字長万部 3 番地 5	
長万部高等学校	地下タンク貯蔵所	重油 12	字栄原 143 番地	
東京理科大学 長万部校舎	地下タンク貯蔵所	重油 12	字富野 102 番地 1	
	地下タンク貯蔵所	重油 (A) 5		
デイサービスセンター	地下タンク貯蔵所	灯油 1.9	字長万部 422 番地 26	
	地下タンク貯蔵所	灯油 6		
長万部慈恵園	地下タンク貯蔵所	灯油 9.6	字平里 91 番地 11	
日本郵便(株) 長万部郵便局	地下タンク貯蔵所	重油 4	字長万部 432 番地 24	
水産廃棄物 リサイクル施設	屋内タンク貯蔵所	重油 (A) 11	字旭浜 159 番地 13、22	
	屋内タンク貯蔵所	重油 (A) 20		
(有)五島商店	一般取扱所	灯油 10	字長万部 103 番地	
	移動タンク貯蔵所	灯油 3	字長万部 15 番地 82	
道南エア・ウォーター(株)	一般取扱所	灯油 9.6	字長万部 276 番地	
	移動タンク貯蔵所	灯油 3.75		
前田 J V 内浦トンネル作業所	移動タンク貯蔵所	灯軽重油 4	字旭浜 84 番地 1	
J R 長万部駅	給油取扱所(自家用)	軽油 30	字長万部鉄道用地	

施設の名称	施設の区分	貯蔵(取扱)危険物数量(kℓ)	設置場所	備考
(株)ネクスコ・メンテナンス北海道	給油取扱所(自家用)	軽油 4	字富野 195 番地	
(株)高森石油	給油取扱所	ガソリン 50 灯軽油 40 廃油 2 オイル 1.2	字長万部 8 番地 1	
	屋外タンク貯蔵所	灯油 29	字長万部 452 番地 27	
	屋外タンク貯蔵所	軽油 8.5		
	屋外タンク貯蔵所	重油 20	字長万部 452 番地 19	
	屋外タンク貯蔵所	軽油 28		
	一般取扱所	灯軽油 4 重油 2	字長万部 452 番地 27	
	移動タンク貯蔵所	灯軽油 3.75	字長万部 452 番地 19	
	移動タンク貯蔵所	灯軽重油 3.75		
	移動タンク貯蔵所	灯軽重油 3.75		
	移動タンク貯蔵所	灯軽重油 3.75		
	移動タンク貯蔵所	灯油 3.75 軽重油 3.53		
(株)さいとう商事	給油取扱所	ガソリン 15 軽油 13 灯油 12 重油 (A) 10 オイル 1.8	字静狩 3 番地 33	
	移動タンク貯蔵所	灯軽重油 4		
	移動タンク貯蔵所	灯軽重油 4		
(株)八雲石油 国縫給油所	給油取扱所	ガソリン 13.3 軽油 5.7 灯油 9.5 オイル 1.8	字国縫 141 番地	
中和石油(株) ピットイン長万部 営業所	給油取扱所	ガソリン 50 灯軽油 70 重油・廃油 4	字平里 12 番地 116	
	移動タンク貯蔵所	灯軽油 4		
	移動タンク貯蔵所	灯軽油 3.75		
(有)新はこだて協同 長万部給油所	給油取扱所	ガソリン 40 軽油 30	字長万部 450 番地 1	

施設の名 称	施設の区分	貯蔵(取扱)危険物数量(kℓ)	設置場所	備考
スティタス新函館ゴルフ場	屋内タンク貯蔵所	灯油 3.5	字中ノ沢 79 番地	
レストラン・ヒデ	屋内タンク貯蔵所	灯油 2	字平里 12 番地 108	
長万部町営ガス工場	地下タンク貯蔵所	ナフサ 6	字長万部 199 番地 8	使用休止中
長万部町清掃センター	地下タンク貯蔵所	重油 5	字双葉 113 番地 3	使用休止中
中の沢小学校	地下タンク貯蔵所	重油 3	字中ノ沢 13 番地 2	使用休止中
双葉小学校	地下タンク貯蔵所	灯油 3	字双葉 86 番地	使用休止中
(有)大和自動車商会	地下タンク貯蔵所	オイル 9.6	字中ノ沢 21 番地 1	使用休止中
国縫小学校	地下タンク貯蔵所	重油 5.7	字国縫 40 番地 2	使用休止中
長万部町立病院	地下タンク貯蔵所	重油 10	字栄原 138 番地	使用休止中
茂田石油(株)	給油取扱所	ガソリン 50 灯油 20 軽油 30 廃油 0.4 オイル 0.6	字平里 12 番地 11	使用休止中

2 都市ガス施設の設置場所

施設の名 称 (電話番号)	住所	物件の種類	製造能力	危険予想区域 (地区名)	管理者の災害 情報伝達方法
長万部町営ガス (2-2219)	陣屋町	都市ガス L P G	178 m ³ /1 時間 ※62MJ(P13A)	陣屋町・元町の一部	電話による 無線による

4 通信・輸送

○ 資料4-1 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月	日	時	分現在
発信機関 (振興局・市町村名等)			発受信日時	月
受信機関 (振興局・市町村名等)			月	日
発信者 (職・氏名)			受信者 (職・氏名)	時
				分
発生場所				
発生日時				
		月	日	時
				分
		災害の原因		
気象等の状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン関係の状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 (飲料水)			
	電気			
	その他			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称)			
	(設置日時)	月	日	時
				分設置
(2) 災害救助法の適用状況	(名 称)			
	(設置日時)	月	日	時
				分設置
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		避難指示				
	自主避難					
	(4) 自衛隊派遣 要請の状況					
	(5) その他措置 の状況					
(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況			
	市町村職員	名				
	消防職員	名				
	消防団員	名				
	その他(住民等)	名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

被害状況報告（速報・中間・最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在				
災害発生場所										
発信	機関（市町村）名				受信	機関（市町村）名				
	職・氏名					職・氏名				
	発信日時		月 日 時 分			受信日時				
項目		件数等	被害金額（千円）		項目		件数等	被害金額（千円）		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所		
	行方不明	人					海岸	箇所		
	重傷	人					砂防設備	箇所		
	軽傷	人					地すべり	箇所		
計	人	急傾斜地	箇所							
			道路	箇所						
② 住家被害	全壊	棟		橋梁		箇所				
		世帯		小計		箇所				
		人		市町村工事		河川	箇所			
	半壊	棟				道路	箇所			
		世帯			橋梁	箇所				
		人		小計	箇所					
	一部破損	棟		港湾	箇所					
		世帯		漁港	箇所					
		人		下水道	箇所					
	床上浸水	棟		公園	箇所					
世帯			がけ崩れ	箇所						
人			計	箇所						
床下浸水	棟		⑥ 水産被害	漁船	隻					
	世帯			沈没流出	隻					
	人			破損	隻					
計	棟		小計	隻						
	世帯		漁港施設	箇所						
	人		共同利用施設	箇所						
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	その他施設	箇所					
		その他	棟	漁具（網）	件					
	半壊	公共建物	棟	水産製品	件					
		その他	棟	その他	件					
計	公共建物	棟	計							
	その他	棟								
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所		
			浸冠水	ha			治山施設	箇所		
		畑	流失・埋没等	ha			林地	箇所		
			浸冠水	ha			林産物	箇所		
	農作物	田	ha	その他			箇所			
		畑	ha	小計			箇所			
	農業用施設			箇所			一般民有林	林地	箇所	
				箇所				治山施設	箇所	
				箇所				林地	箇所	
				箇所				林産物	箇所	
畜産被害				箇所		その他	箇所			
その他				箇所		小計	箇所			
計						計	箇所			

項目			件数等	被害金額(千円)	項目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水道	箇所			⑪ 社会教育施設被害		箇所		
	病院	公立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所			法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計		箇所		
	火葬場	し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所		
		計	箇所			鉄道施設	箇所		
⑨ 商工被害	商業	件		被害船舶(漁船除く)		隻			
		工業	件	空港		箇所			
	その他	件		水道		戸			—
計		件		電話		回線			—
⑩ 公立文教施設被害	小学校	箇所		電気	戸			—	
	中学校	箇所		ガス	戸			—	
	高校	箇所		ブロック塀等	箇所				
	その他文教施設	箇所		都市施設	箇所				
計		箇所		被害総額					
公共施設被害市町村数		団体		火災発生	建物	件			
罹災世帯数		世帯			危険物	件			
罹災者数		人			その他	件			
消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数		人			
災害対策本部の設置状況	道(総合振興局又は振興局)								
	市町村名	名称				設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料(※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表3 (略)

別表4

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町の者が隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。） (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの (1) 死者欄の(2)及び(3)を参照
	重傷者	災害のため負傷し、1か月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの (1) 死者欄の(2)及び(3)を参照
	軽傷者	災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの (1) 死者欄の(2)及び(3)を参照
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもので (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

被害区分		判断基準
③ 非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
	農地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態のもの</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
④ 農業被害	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜産被害	<p>施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p>
	その他	<p>上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。</p>
	河川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
⑤ 土木被害	海岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂防設備	<p>砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	地すべり防止施設	<p>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急傾斜地崩壊防止施設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判断基準
⑤ 土木被害	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没、流失、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、係留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む。）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁 具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水 産 製 品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
⑨ 商 工 被 害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう（私学関係はその他の項目で扱う）。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ そ の 他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被 害 船 舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水 道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電 話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電 気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ ス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

○ 資料 4 - 2 災害時優先電話・衛星電話一覧

(令和 3 年 2 月 1 日現在)

No.	区分	電話番号	設置場所
1	一般加入	2-2049	消防本部
2	衛星電話	2-2299	消防本部 (受信専用)

○ 資料 4 - 3 緊急輸送道路

(令和 3 年 2 月 1 日現在)

区分	路線名	区間
第 1 次	国道 5 号	全線
	国道 37 号	全線
	国道 230 号	国道 5 号～国縫 I C
	道央自動車道	全線
第 2 次	国道 230 号	「国道 5 号～国縫 I C」を除く。
	町道役場通線	国道 5 号～長万部町役場
第 3 次	なし	

○ 資料 4 - 4 町有車両の現況

(令和 3 年 2 月 1 日現在)

区分		台数	備考
乗合自動車 (バス)		4	
貨物自動車	大型		
	普通	2	
	小型	6	
	軽	4	
乗用車	普通	16	
	小型	7	
	軽	3	
	その他	4	
特殊用途自動車	大型	6	
	普通	2	
	小型	2	
緊急自動車	消防車	11	
	消防指令車	1	
	救急車	2	

○ 資料 4 - 5 ヘリコプター離着陸場

(令和 5 年 2 月 1 日現在)

施設名	所在地	著名地点からの方向 及び距離 (km)	広さ (m)	管理者及び 電話番号
ふれあい公園	字長万部 3 番地 20	長万部小学校地続き	120×80	長万部町長 2-2000
旧国縫小学校 グラウンド	字国縫 37 番地 1	国縫駅南西 0.2	110×70	長万部町長 2-2000
旧中の沢小学校 グラウンド	字中ノ沢 13 番地 2	中ノ沢駅南 0.4	90×70	長万部町長 2-2000
旧双葉小学校 グラウンド	字双葉 86 番地	二股駅北 0.1	90×70	長万部町長 2-2000
旧静狩小学校 グラウンド	字静狩 166 番地	静狩駅北東 0.8	100×70	長万部町長 2-2000
長万部中学校 グラウンド	字栄原 138 番地	長万部中学校地続き	280×190	長万部中学校長 2-2064
ヘリコプター 離着陸場	字富野 117 番地	旧営林署苗畑跡地	22×22	長万部町長 2-2000

○ 資料 4－6 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第 1 条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第 18 条第 3 項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第 2 条 緊急運航は、原則として、要綱第 17 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。)の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他防災ヘリによる活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第 3 条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の偵察・情報収集
災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合
 - ウ その他
災害応急対策活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合
- (2) 救急活動
 - ア 傷病者の搬送
 - (ア) 現場救急
 - a 「現場救急」とは、防災ヘリが救急現場等に出動し、救急隊から引き継いだ傷病者を医療機関へ搬送する活動をいう。
 - b 次の場合に出動するものとする。
傷病者の生命に危険が及んでいる場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、かつ、防災ヘリによる搬送が最も有効と認められる場合。なお、医師の搭乗については、要請元の市町村等の判断によるものとする。
 - (イ) 転院搬送
 - a 「転院搬送」とは、医療機関において治療中の患者を、緊急に高次・専門医療機関に搬送する活動をいう。
 - b 次の場合に出動するものとする。
医師が当該傷病者について、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶと認める場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できると認める場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合
 - c 搭乗する医師は、原則として搬送元医療機関の医師とする。ただし、当該医師の搭乗により搬送元医療機関の診療体制の維持が困難となる場合、又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。
なお、他の医療機関の医師が搭乗する場合において、他の移動手段では当該医師を搬送元医療機関に移動させることが困難であると認められる場合は、当該医師を防災ヘリにより搬送することができるものとする。

(ウ) 感染症患者等の搬送

- a 「感染症患者の搬送」とは、北海道感染症対策マニュアルに基づき、指定された区間において所定の感染症患者（類似症患者を含む。）を搬送する活動をいう。
- b 次の場合に出動するものとする。
北海道感染症対策マニュアルに基づき、他軌道保健福祉部から依頼があった場合。

(エ) 事後検証

現場救急及び転院搬送の全ての事案について、防災ヘリ使用の適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等、医師等の医療従事者や医療用資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

救急活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難であると認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難であると認められる場合

エ その他

救助活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(4) 火災防衛活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、防災ヘリによる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防衛活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合（緊急運航を行う時間帯）

第4条 緊急運航は、原則として、災害現場における活動可能時間（日の出から日没）を考慮して行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、この時間帯にかかわらず行うことができる。

(1) 転院搬送を行う場合

(2) その他、運航責任者が必要と認める場合

（緊急運航の要請）

第5条 市町村等の長は、緊急運航（感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。）は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により連絡するとともに、速やかに北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式第1号）をファクシミリまたは電子メールにより提出するものとする。ただし、転院搬送及び医師等の搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

（出動の決定等）

第6条 運航管理責任者は、前条の要請を受けたときは、要綱第13条の規定により速やかに出動の可否を判断するものとする。

2 運航管理責任者は、出動の可否を判断したときは、直ちに要請を行った市町村等の長に通知するとともに、速やかに総括管理者及び関係総合振興局長又は関係振興局長に報告するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村等の長は、運航責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航(転院搬送及び医師等の搬送を除く。)を要請した市町村等の長は、災害等が収束したときは、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書(様式第2号)により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

	要請機関									
	担当者職氏名									
	連絡先	TEL				FAX				
災害の状況・派遣理由	覚 知			年	月	時	分			
	災害発生日時			年	月	時	分			
	災害発生場所	(住所)								
		(座標)								
災害発生状況・措置状況										
希望する活動内容	情報収集・救助・消火・救急・資機材搬送・その他()									
離着陸場の状況	離着陸場名									
	警戒隊呼出名称									
	特記事項	(照明・Hマーク、吹き渡し、離着陸場周辺の状況(障害物、積雪等)ほか)								
傷病者搬送先病院					救急自動車呼出名称					
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名	北海道警察・海上保安庁・自衛隊・その他()								
	航空機活動	有 ・ 無								
指揮本部連絡方法	(無線呼出名称)				(電話番号)					
その他参考となる事項										
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考	

様式第2号（第8条関係）

第 年 月 号 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部危機管理監 様

長万部町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 時 分							
災害発生場所								
離着陸場								
傷病者の搬送先								
災害発生状況 ・措置状況								
消防防災ヘリコプター に係る活動内容等 (地元の活動状況)								
その他参考 となる事項								
搭 乗 者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

○ 資料4-7 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第18条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第5条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送及び医師搬送等（以下「救急患者の緊急搬送等」という。）についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送等に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送等が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリまたは電子メールを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリまたは電子メールを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。

る。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

様式第1号

救急患者の緊急搬送情報伝達票 第 報

要請日時		年		月		日		時		分		
1	要請市町村名	電話		FAX								
	担当課・職・氏名	職名		氏名								
2	依頼病院名	電話		FAX								
	所在地	FAX										
	担当医師名・科名	科		担当課		氏名						
3	受入病院名	電話		FAX								
	所在地	FAX										
	担当医師名・科名	科		直通内線番号								
受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無												
4	患者氏名	生年月日	年	月	日	歳	体重	kg	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	職業	
	住所	感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有										
	病名	<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来：		月	日							
	経過	血圧： <input type="text"/> mmHg		脈拍： <input type="text"/> 回/分		呼吸： <input type="text"/> 回/分		体温： <input type="text"/> °C		意識レベル(JCS)：		
航空機による搬送が必要な理由： <input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他() (主な理由：)												
気圧変化： <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り												
5 受入病院選定理由(①、②のいずれか記載) <input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため(治療内容：) <input type="checkbox"/> ②その他(具体的な理由：)												
6	付添搭乗者	氏名	性別	年齢	体重	その他						
	医師			歳	kg							
	看護師			歳	kg							
	付添人			歳	kg	続柄：						
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名 ()												
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等												
資機材名		有	数量	総重量	要電源	特記事項						
①点滴		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり						
②シリンジポンプ		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>							
③酸素ボンベ		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 80以上(サイズ： <input type="text"/> × <input type="text"/> (cm))						
④モニター類		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他()						
⑤保育器		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	(サイズ：W <input type="text"/> × L <input type="text"/> × H <input type="text"/> (cm))						
⑥人工呼吸器		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	(サイズ：W <input type="text"/> × L <input type="text"/> × H <input type="text"/> (cm))						
⑦救急バック		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>							
⑧その他()		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>							
引継場所		依頼病院：		メモ								
(現地離着陸場)		受入病院：										

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)
 ※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

様式第2号

年 月 日

北海道総務部危機管理監 様

住 所

氏 名

印

誓 約 書

私は、このたびあなたの管理する航空機（はまなす2号）に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。

記

- 1 使用目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償請求の訴訟等はいたしません。
- 3 その他搭乗に際してはすべてあなたの指示に従います。

5 避難・救援・応急措置等

○ 資料5-1 従事命令、協力命令等の種類と執行者及び命令対象者

命令区分	命令対象の作業	対象者	根拠法令	執行者
従事命令	災害応急対策作業 (救助法が適用された場合を除く。)	①医師、歯科医師又は薬剤師 ②保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③土木技術者又は建築技術者 ④大工、左官又はとび職 ⑤土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥鉄道事業者及びその従業者 ⑦軌道経営者及びその従業者 ⑧自動車運送業者及びその従業者 ⑨船舶運送業者及びその従業者 ⑩港湾運送業者及びその従業者	基本法第 71 条	知事又は知事の委任を受けた市町村長
協力命令		救助を要する者及び近隣の者		
従事命令	災害救助作業 (救助法適用救助)	基本法第 71 条による従事命令と同様	救助法第 7 条	知事
協力命令		救助を要する者及びその近隣の者	救助法第 8 条	
従事命令	災害応急対策作業 (全般)	市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	基本法第 65 条第 1 項	市町村長
			基本法第 65 条第 2 項	警察官、海上保安官
			基本法第 65 条第 3 項	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
		その場に居合わせた者、その事物の管理者その関係者	警察官職務執行法第 4 条	警察官
従事命令	消防作業	火災の現場付近にある者	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員又は消防団
従事命令	水防作業	市町村の区域内の住民又は水防作業の現場にある者	水防法第 24 条	水防管理者、水防団又は消防機関の長
協力要請	救急業務	救急事故の現場付近にある者	消防法第 35 条の 10	救急隊員

(注)

- 1 基本法…災害対策基本法
- 2 救助法…災害救助法

○ 資料5-2 従事命令等の実施手続き

区分	権限の内容	手続	関係条文
従事命令	次の者を応急措置業務に従事させること。 ①医師、歯科医師又は薬剤師 ②保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③土木技術者又は建築技術者 ④大工、左官又はとび職 ⑤土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥鉄道事業者及びその従業者 ⑦軌道経営者及びその従業者 ⑧自動車運送業者及びその従業者 ⑨船舶運送業者及びその従業者 ⑩港湾運送業者及びその従業者	公用令書（別表第1号様式）の交付	基本法第71条 救助法第7条
協力命令	現場の救助を要する者及び近隣の者を、応急措置業務に協力させること。	公用令書（別表第1号様式）の交付	基本法第71条 救助法第8条
保管命令等 （管理、使用、保管、収用）	病院、診療所、助産所、旅館、又は飲食店を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは、輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。	保管の場合： 公用令書（別表第2号様式）の交付 管理、使用、収用の場合： 公用令書（別表第3号様式）の交付	基本法第71条 救助法第9条
立入検査	上記保管命令等のため必要があるときは、職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入検査をさせること。	①管理に対する事前通知 ②防災立入検査証の（別表第6号様式）携帯	基本法第71条 救助法第10条
報告要求	物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は職員に当該物資を保管させてある場所に立入検査をさせること。		基本法第71条 救助法第10条

(注)

- 1 公用令書に係る処分を変更し又は取消す場合の手続は、それぞれ公用変更令書（別表第4号様式）又は公用取消令書（別表第5号様式）を交付して行う。
- 2 基本法…災害対策基本法
- 3 救助法…災害救助法

別表 第1号様式

従 事 第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。 年 月 日 処分権者 ㊟												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">従事すべき業務</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">従事すべき場所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">従事すべき期間</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">出頭すべき日時</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">出頭すべき場所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	従事すべき業務		従事すべき場所		従事すべき期間		出頭すべき日時		出頭すべき場所		備 考	
従事すべき業務												
従事すべき場所												
従事すべき期間												
出頭すべき日時												
出頭すべき場所												
備 考												

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

別表 第2号様式

保 管 第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 年 月 日 処分権者 ㊟																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; padding: 2px;">保管すべき物資の種類</th> <th style="width: 10%; padding: 2px;">数量</th> <th style="width: 20%; padding: 2px;">保管すべき場所</th> <th style="width: 20%; padding: 2px;">保管すべき期間</th> <th style="width: 10%; padding: 2px;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>	保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考															
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

別表 第3号様式

<p style="margin: 0;">管 理 第 号</p> <p style="margin: 0; font-size: 1.2em;">公 用 令 書</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">住所 氏名</p> <p style="margin: 0;">災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">土地 家屋 施設 物資</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">を 管理 使用する。 収用</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">処分権者 ㊟</p>							
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

別表 第4号様式

<p style="margin: 0;">変 更 第 号</p> <p style="margin: 0; font-size: 1.2em;">公 用 変 更 令 書</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">住所 氏名</p> <p style="margin: 0;">災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">処分権者 ㊟</p>	
<p style="margin: 0;">変更した処分の内容</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>	

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書
	住所 氏名
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者	印

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

別表 第6号様式

No.	防 災 立 入 検 査 票
所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
年 月 日交付	
	長万部町長 印
	交付責任者 印

(備考) 規格 縦6cm 横9cmとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、又は不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届け出なければならない。

○ 資料5-3 避難施設

(令和8年1月5日現在)

地区名	番号	緊急避難場所・避難所	所在地	海拔 (m)	種類	指定の有無	災害種別ごと適否						収容 人数 3m	収容 人数 4m	海岸から の距離 (km)
							洪水	土砂	地震	津波 高潮	大火 事	内水 氾濫			
豊津	1	豊津会館	字豊津260-14	9.5	避		○	○	-	○	-	○	35	26	0.9
豊野	2	富森宅周辺	字豊野	33.0	緊避		-	-	○	○	-	-	50	38	0.9
	3	藪下宅周辺	字豊野	43.0	緊避		-	-	○	○	-	-	50	38	0.9
国縫	4	旧国縫小学校	字国縫37-6	1.8	避	有	×	○	×	×	-	×	148	111	0.4
	5	国縫振興会館	字国縫37-1	2.4	避	有	×	○	×	×	-	○	92	69	0.4
	6	旧松山スキー場	字国縫214-6	21.0	緊避		-	-	○	○	-	-	300	300	1.1
	7	国縫インターチェンジ	字国縫247-1	11.0	緊避		-	-	○	○	-	-	300	300	1.1
花岡	8	旧中の沢小学校	字中ノ沢13-2	5.0	緊避	有	○	○	○	×	-	○	189	141	0.3
中ノ沢	9	中の沢振興会館	字中ノ沢41-5	4.0	避	有	×	○	×	×	-	○	71	53	0.2
平里	10	老人福祉センター	字平里91-11	8.8	避	有	○	○	×	○	-	○	190	142	0.8
	11	平里会館	字平里91-7	8.8	避		×	○	×	○	-	○	31	23	0.8
大浜	12	大浜振興会館	字大浜75-13	4.5	重	有	○	○	○	×	-	-	132	99	0.2
富野	13	富野振興会館	字富野115	35.0	重	有	○	○	○	○	-	○	81	61	1.3
	14	富野八幡神社	字富野140	35.0	避		○	○	○	○	-	○	12	9	1.3
	15	東京理科大学	字富野102-1	25.0	緊避		○	○	○	○	-	-	300	225	0.9
	16	旧苗畑跡地周辺	字富野117-1	35.0	緊避	有	-	-	○	○	-	-	300	300	1.1
	17	スキー場の高台	字富野117-11	38.0	緊避	有	-	-	○	○	-	-	300	300	1.0
	18	長万部公園	字富野243-21	25.0	緊避	有	-	-	○	○	-	-	300	300	2.7
	19	長万部葬斎場	字富野144	22.4	緊避	有	○	○	○	○	-	○	64	48	1.7
曙町	20	長万部小学校	字長万部3-5	3.9	緊避	有	○	○	○	×	-	○	380	285	0.2
大町	21	特別母と子の家	字長万部450-10	2.0	避	有	×	○	×	×	-	×	125	93	0.1
	22	長万部町役場	字長万部453-1	2.0	緊避	有	×	○	○	×	-	×	310	232	0.1
	23	ふれあい健康センター	字長万部453-1	2.0	緊避	有	×	○	○	×	-	×	193	144	0.1
元町	24	長万部振興会館	字長万部452-1	2.0	避	有	×	○	×	×	-	×	143	107	0.2
本町	25	乗蓮寺	字長万部128	2.2	避		×	○	×	×	-	×	100	75	0.4
	26	西念寺	字長万部153	2.9	避		×	○	×	×	-	×	100	75	0.4
陣屋町	27	陣屋生活館	字長万部326-4	5.3	避	有	×	○	×	×	-	○	92	69	0.9
	28	飯生神社	字長万部379	13.0	緊避		○	○	○	○	-	-	130	98	1.0
温泉町	29	学習文化センター	字長万部411-216	7.5	緊避	有	○	○	○	○	-	○	300	225	0.7
	30	青少年会館	字長万部413	7.1	避	有	○	○	×	○	-	○	188	141	0.8
	31	ファミリースポーツセンター	字長万部413	7.3	避	有	○	×	×	○	-	○	872	654	0.8
高砂町	32	福祉センター	字長万部413	7.5	避	有	○	×	×	○	-	○	651	488	0.8
	33	高砂振興会館	字長万部411-27	10.0	避	有	○	○	×	○	-	○	103	77	0.7
南栄町	34	さかえ保育所	字長万部430-143	7.4	緊避	有	○	×	○	○	-	-	231	173	0.7
新開町	35	ふれあい会館	字長万部434-117	6.6	重	有	○	○	○	○	-	○	171	128	0.5
	36	旧デッカ塔跡地	字富野92	32.0	緊避		-	-	○	○	-	-	300	300	1.0
旭浜	37	旭浜生活館	字旭浜83-2	2.3	避	有	×	○	×	×	-	-	108	81	0.2
栄原	38	長万部中学校	字栄原138	3.3	緊避	有	×	○	○	×	-	-	545	408	0.7
	39	長万部高校	字栄原143-1	3.4	緊避		×	○	○	×	-	-	322	241	0.9
	40	栄原会館	字栄原121-1	4.5	避		○	○	×	×	-	-	40	30	0.6
	41	栄原金刀比羅神社	字栄原88-1	28.2	避		○	○	×	○	-	-	40	30	1.5
栗岡	42	栗岡会館	字栗岡127-3	9.5	避		×	○	×	-	-	-	20	15	3.6
双葉	43	双葉振興会館	字双葉394-3	30.0	重	有	×	○	○	-	-	-	83	62	8.3
	44	旧双葉小学校	字双葉86	30.0	緊避	有	○	○	○	-	-	-	190	142	8.3
知来	45	知来会館	字知来138-1	50.0	避		○	○	×	-	-	-	25	18	10.1
蕨岱	46	旧蕨岱小学校	字蕨岱139	95.0	避	有	○	○	×	-	-	-	63	47	11.2
共立	47	共立第1会館	字共立47-1	10.0	避		○	○	×	○	-	-	24	18	1.6
	48	旧共立小学校	字共立471	40.0	緊避	有	○	○	○	○	-	-	52	39	2.3
静狩	49	静狩振興会館	字静狩41-5	5.5	重	有	○	○	○	×	-	○	93	69	0.2
	50	旧静狩小学校	字静狩166	5.2	避	有	○	○	×	×	-	○	127	95	0.3
	51	金山周辺の高台	字静狩241-1	13.0	緊避		-	-	○	○	-	-	180	135	1.2
福祉 避難所	52	長愛会 長万部慈恵園	字平里91-11	8.8	避	有	○	○	○	○	-	○	15	15	0.8
	53	長愛会 ふれあいハイムおしやまんベ	字長万部422-26	8.8	避	有	○	×	○	○	-	○	10	10	0.8

(注)

- ・種類欄の「場」は避難場所、「所」は避難所、「兼」は避難場所と避難所の両方を兼ねている避難先を表す。
- ・災害種別ごと適否欄の「○」は適、「×」は不適、「-」は耐震不明又は対象外施設を表す。
- ・避難所の指定(道への報告、告示)していない施設等も協議済みであるため、避難所として使用可。
- ・避難場所・避難所欄の()は、土地等であり、施設ではない。
- ・長期間の使用は好ましくない施設(学校(体育館を除く)、保育所等)については避難場所として登録。
- ・【茶屋川地区】 7世帯居住。町内会なし。住民間で有事の際は大平氏宅に集まる旨、取り決めている。

○ 資料5-4 長万部川等洪水浸水想定区域等における警戒避難体制

(令和7年2月1日現在)

1 洪水警戒区域等共通事項

項目	内容
洪水予報等の伝達方法	計画編「第2編 第2章 第11節 水害予防計画」、 「第2編 第2章 第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」、 「第2編 第2章 第2節 災害情報収集・伝達計画」による。
避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項	防災ハンドブック、洪水ハザードマップに基づき最寄りの避難先へ避難する。
洪水に係る避難訓練の実施に関する事項	計画編「第2編 第1章 第2節 防災訓練計画」による。
要配慮者利用施設に関する事項	本資料「2 要配慮者利用施設等（水防法第15条第1項第4号に規定する施設）」による。
その他、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保に必要な事項	本資料「3 警戒避難体制」及び「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」によるほか、消防団も情報伝達を担当する。

2 要配慮者利用施設等（水防法第15条第1項第4号に規定する施設）

No.	河川名	施設					情報伝達担当	情報伝達手段
		地域	名称	所在地	電話 (FAX)	避難先		
1	長万部川・ 南部陣屋川	本町	いずみ保育園	字長万部 128番地	2-3592 (2-3592)	学習文化センター	総務課・ 保健福祉課	防災ラジオ・ 電話・FAX
2	紋別川	平里	グループホーム 平里の家	字平里43 番地23	2-6363 (2-6365)	老人福祉センター 長万部慈恵園 平里の家		

3 警戒避難体制

No.	浸水想定区域			避難先	情報伝達担当	情報伝達手段
	水系名	河川名	地区			
1	長 万 部 川	長 万 部 川	大町	長万部小学校 スポーツセンター 青少年会館 学習文化センター 福祉センター 栄原会館 東京理科大学 栄原神社 富野振興会館 富野八幡神社 旧双葉小学校 老人福祉センター 長万部慈恵園 平里会館 国縫インターチェンジ 旧松山スキー場	総務課・ 消防本部	防災ラジオ・ 広報車・ 電話・ 緊急速報メール・ 消防遠隔吹鳴装置
2			本町			
3			元町			
4			陣屋町			
5			温泉町			
6			旭浜			
7			栄原			
8			栗岡			
9			富野			
10			美畑			
11			双葉			
12		紋別川	平里			
13		国縫川	国縫			

- (備考) ・避難路等については、防災ハンドブックに基づき最寄りの避難先へ避難する。
・その他、避難情報の発令判断・伝達マニュアルによるほか、消防団も情報伝達を担当する。

○ 資料5-5 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

(令和5年2月1日現在)

1 土砂災害警戒区域等共通事項

項 目	内 容
土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項	計画編「第2編 第1章 第16節 土砂災害予防計画」、 「第2編 第2章 第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」、 「第2編 第2章 第2節 災害情報収集・伝達計画」による。
避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項	防災ハンドブック、土砂災害ハザードマップに基づき最寄りの避難先へ避難する。
土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項	計画編「第2編 第1章 第2節 防災訓練計画」による。
要配慮者利用施設に関する事項	本資料「2 要配慮者利用施設等（土砂災害防止法第8条第1項第4号に規定する施設）」による。
救助に関する事項	計画編「第2編 第2章 第10節 救助救出計画」による。
警戒避難体制に関する事項	本資料「3 土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制」及び「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」によるほか、消防団も情報伝達を担当する。

2 要配慮者利用施設等（土砂災害防止法第8条第1項第4号に規定する施設）

No.	施設					情報 伝達 担当	情報 伝達 手段	土砂災害警戒区域 (区域名称) (区域番号) (自然現象の種類)
	地域	名称	所在地	電話 (FAX)	避難先			
1	高砂町	ふれあいハイム おしゃまんべ	字長万部 422 番地 26	2-5920 (2-5924)	高砂振興会館 福祉センター	総務課・ 保健福祉課	電話・ FAX	長万部高砂2 I-2-356-1394 急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制

No.	地域	土砂災害警戒区域				情報伝達		避難先	
		区域名称 (区域番号)	発生原因となる 自然現象の種類	警戒 区域	特別 警戒 区域	担 当	手 段		
1	字 静 狩	長万部静狩 (II-2-259-1042)	急傾斜地の崩壊	○	○	総務課・消防本部	防災ラジオ・広報車・電話・緊急速報メール・消防遠隔吹鳴装置	旧静狩小学校 静狩振興会館	
2		隧道の沢 (II-23-0010)	土石流	○	○				
3	字 長 万 部	長万部南栄 1 (III-2-87-468)	急傾斜地の崩壊	○	○			南栄町老人憩の家	
4		長万部南栄 2 (II-2-256-1039)	急傾斜地の崩壊	○	○				
5		長万部南栄 3 (I-2-354-1392)	急傾斜地の崩壊	○	○				
6		長万部新開 (I-2-353-1391)	急傾斜地の崩壊	○	○				新開寿の家
7		長万部高砂 1 (I-2-355-1393)	急傾斜地の崩壊	○	○				長万部町福祉センター
8		長万部高砂 2 (I-2-356-1394)	急傾斜地の崩壊	○	○				
9		長万部高砂 3 (I-2-357-1395)	急傾斜地の崩壊	○	○				
10		長万部高砂 4 (I-2-358-1396)	急傾斜地の崩壊	○	○				
11	豊 津	長万部豊津 (II-2-253-1036)	急傾斜地の崩壊	○	○			豊津会館	
12		田中の沢 2 (II-23-0160)	土石流	○					
13	豊 野	長万部豊野 (II-2-254-1037)	急傾斜地の崩壊	○	○			豊津会館 国縫振興会館	
14		藤野の沢 (II-23-0140)	土石流	○					

No.	地域	土砂災害警戒区域				情報伝達		避難先
		区域名称 (区域番号)	発生原因となる 自然現象の種類	警戒 区域	特別 警戒 区域	担 当	手 段	
15	栄原	長万部栄原 (Ⅱ-2-257-1040)	急傾斜地の崩壊	○	○	総務課・消防本部	防災ラジオ・広報車・電話・緊急速報メール・消防遠隔吹鳴装置	栄原会館
16	共立	長万部共立 (Ⅱ-2-258-1041)	急傾斜地の崩壊	○	○			共立第1会館 旧共立小学校
17		中森の沢 (Ⅱ-23-0020)	土石流	○	○			
18		オタモイ川 (Ⅰ-23-0030)		○				
19	双葉	保坂の沢 (Ⅱ-23-0040)	土石流	○				双葉振興会館
20		メムナイ川 (Ⅱ-23-0050)		○				
21	栗岡	栗の木岱1号線の沢 (Ⅱ-23-0070)	土石流	○				栗岡会館
22		丹波の沢 (Ⅱ-23-0080)		○	○			
23	富野	オバルベツ川 (Ⅱ-23-0090)	土石流	○				富野振興会館
24	国縫	前田の沢 (Ⅱ-23-0120)	土石流	○				国縫振興会館
25	茶屋川	渡辺の沢 (Ⅱ-23-0130)	土石流	○				国縫振興会館
26	大峯	長万部大峯 (Ⅰ-2-359-1038)	急傾斜地の崩壊	○	○			双葉振興会館
27	中ノ沢	長万部中の沢 (Ⅱ-2-255-1038)	急傾斜地の崩壊	○	○			中ノ沢振興会館
28	花岡	若松の沢 (Ⅱ-23-0110)	土石流	○				中ノ沢振興会館 国縫振興会館

○ 資料5-6 津波災害警戒区域における警戒避難体制

(令和5年2月1日現在)

1 津波災害警戒区域共通事項

項目	内容
津波に関する情報収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項	計画編「第3編 第1章 第10節 津波災害予防計画」、 「第3編 第2章 第1節 地震・津波に関する情報の収集・伝達計画」、 「第3編 第4章 第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」による。
避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項	防災ハンドブックに基づき最寄りの避難先へ避難する。
津波に係る避難訓練の実施に関する事項	計画編「第3編 第1章 第4節 防災訓練計画」、 「第3編 第4章 第6節 防災訓練計画」による。
学校、医療施設、要配慮者利用施設に関する事項	本資料「2 要配慮者利用施設等（津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項第4号に規定する施設）」による。
警戒避難体制に関する事項	本資料「3 警戒避難体制」及び「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」によるほか、消防団も情報伝達を担当する。

2 要配慮者利用施設等（津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項第4号に規定する施設）

No.	施設					情報伝達担当	情報伝達手段
	地域	名称	所在地	電話 (FAX)	避難先		
1	曙町	長万部小学校	字長万部3番地5	2-2514 (2-2515)	東京理科大学	総務課・学校教育課	防災ラジオ・ 電話・FAX
2	栄原	長万部中学校	字栄原138	2-2064 (2-2633)	旧苗畑跡地周辺	総務課・学校教育課	防災ラジオ・ 電話・FAX
3	栄原	長万部高等学校	字栄原143番地1	2-2069 (2-4398)	飯生神社	総務課・学校教育課	防災ラジオ・ 電話・FAX
4	大町	長万部町立病院	字長万部18番地40	2-5611 (2-5787)	ふれあいハイム おしゃまんべ	総務課	防災ラジオ・ 電話・FAX
5	本町	いずみ保育園	字長万部128番地	2-3592 (2-3592)	学習文化センター	総務課・保健福祉課	防災ラジオ・ 電話・FAX

3 警戒避難体制

No.	浸水想定区域	避難先	情報伝達担当	情報伝達手段
1	豊津	豊津会館	総務課・ 消防本部	防災ラジオ・ 広報車・ 電話・ 緊急速報メール・ 消防遠隔吹鳴装置
2	豊野	富森宅周辺 藪下宅周辺		
3	国縫	旧松山スキー場 国縫インターチェンジ		
4	花岡	老人福祉センター 平里会館		
5	中ノ沢			
6	平里			
7	大浜	富野振興会館		
8	曙町	富野八幡神社 長万部公園		
9	大町	東京理科大学		
10	元町	学習文化センター		
11	本町	青少年会館 ファミリースポーツセンター		
12	陣屋町	福祉センター		
13	温泉町	高砂振興会館		
14	高砂町	ふれあい会館 さかえ保育所		
15	南栄町	飯生神社		
16	新開町	スキー場の高台		
17	旭浜	旧デッカ塔跡地 旧苗畑跡地周辺		
18	栄原	栄原神社		
19	栗岡	双葉振興会館		
20	共立	共立第1会館 旧共立小学校		
21	静狩	金山周辺の高台		

○ 資料 5-7 医療機関

(令和 3 年 2 月 1 日現在)

1 町内医療機関

名称	所在地	診療科目	連絡先
長万部町立病院	長万部町字長万部 18 番地 40	内科、外科 小児科、眼科	01377-2-5611

2 災害拠点病院

(1) 基幹災害拠点病院

圏域	指定病院名	所在地	連絡先
全道域	札幌医科大学附属病院	札幌市中央区南 1 条西 16 丁目	011-611-2111

(2) 地域災害拠点病院

二次医療圏	指定病院名	所在地	連絡先
北渡島檜山	八雲総合病院	八雲町東雲町 50 番地	01376-3-2185

3 救急告示医療機関（二次医療圏：北渡島檜山）

振興局名	市町村	医療機関名	所在地	連絡先
渡島 総合振興局	八雲町	八雲総合病院	八雲町東雲町 50 番地	01376-3-2185
		八雲町熊石国民健康 保険病院	八雲町熊石雲石町 494 番地の 1	01398-2-3555
	長万部町	長万部町立病院	長万部町字長万部 18 番地 40	01377-2-5611
檜山振興局	せたな町	せたな町立国保病院	せたな町北檜山区北檜山 378 番地	0137-84-5321
	今金町	今金町国保病院	今金町字今金 17 番地の 2	0137-82-0221

4 感染症指定医療機関

種別	振興局名	医療圏域	医療機関名	所在地	指定病床数
第 1 種	石狩	札幌	市立札幌病院	札幌市中央区北 11 条西 13 丁目 1-1	2
第 2 種	渡島	北渡島檜山	八雲総合病院	八雲町東雲町 50 番地	4

(備考) 指定の考え方

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 38 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合する病院について、その開設者の同意を得て、感染症指定医療機関を指定する。
2. 感染症指定医療機関の指定のない医療圏については、隣接する医療圏の感染症指定医療機関で対応する。

5 血液センター

センター名	所在地	連絡先
北海道赤十字血液センター函館事業所	函館市日乃出町 23 番 8 号	0138-56-2211

○ 資料5-8 救援物資等調達先

(令和3年2月1日現在)

業者名	所在地	連絡先	備考
函館米穀株式会社	万代町20番28号	0138-45-5121	常時約8,000俵
ホクレン農業協同組合連合会函館支所	宮前町33番13号	0138-43-2311	常時約5,000俵

○ 資料5-9 救助活動拠点・救援物資集積拠点

(令和3年2月1日現在)

施設名	施設管理者	所在地	連絡先	備考
長万部町役場	町長	字長万部453番地1	2-2000	5,990 m ² 588名
消防本部	消防長	字長万部450番地21	2-2049	1,100 m ²
学習文化センター	教育長	字長万部411番地216	2-5757	1,954 m ² 564名
スポーツセンター	教育長	字長万部413番地	2-3311	2,617 m ²
福祉センター	教育長	字長万部413番地	2-2861	1,898 m ² 1,310名

○ 資料5-10 水道施設・給水資機材

(令和3年2月1日現在)

1 水道施設

施設名	所在地	役場からの距離	取水可能水量
長万部地区浄水場	長万部町字富野	2.0 km	4,280 m ³ /日
双葉地区浄水場	長万部町字双葉	10.5 km	75 m ³ /日
静狩地区浄水場	長万部町字静狩	11.5 km	274 m ³ /日

2 給水資機材

種別	容量	備考
消防タンク車	3,000 リットル	1台
	2,500 リットル	1台
大型水槽車	10,000 リットル	1台

○ 資料5-11 防疫用資器材等

(令和3年2月1日現在)

器具器材名	数量	所在場所	所管
背負い式ふん霧器	1台	長万部町役場	長万部町

○ 資料 5-12 廃棄物処理施設等

(令和 3 年 2 月 1 日現在)

1 一般廃棄物処理施設

施設名	所在地	処理能力(1日)	備考
長万部町清掃センター	字双葉 113 番地 3	5.85 t	

2 終末処理施設

施設名	所在地	処理能力(1日)	備考
長万部終末処理場	字旭浜 4 番地	2,540 m ³	

3 ごみ処理委託業者の現有車両

区分	車両	台数	備考
ごみ収集車	パッカー車	2	
	トラック	3	
し尿収集車	バキューム車	3	

○ 資料 5-13 火葬場施設

(令和 3 年 2 月 1 日現在)

火葬場名	所在地	処理能力(1日)	備考
長万部町火葬場	字富野 144 番地	3 体	

○ 資料 5-14 遺体埋葬場所

(令和 3 年 2 月 1 日現在)

墓地名	所在地	備考
長万部墓地	字富野 144 番地	

○ 資料 5-15 埋蔵文化財遺跡・包蔵地

(令和 3 年 2 月 1 日現在)

遺跡包蔵地登録番号	遺跡・包蔵地名称
B17-1	静狩川遺跡
B17-2	静狩貝塚
B17-3	栄原遺跡
B17-4	富野遺跡
B17-5	坊主山遺跡

遺跡包蔵地登録番号	遺跡・包蔵地名称
B17-6	豊野 1 遺跡
B17-7	国縫チャシ
B17-8	豊野 2 遺跡
B17-9	飯生神社裏遺跡
B17-10	トド山遺跡
B17-11	オバルベツ遺跡
B17-12	花岡遺跡
B17-13	東蝦夷地南部藩長万部陣屋跡 国指定
B17-14	豊津遺跡
B17-15	豊野 3 遺跡
B17-16	トド山 2 遺跡
B17-17	南部藩長万部陣屋脇遺跡
B17-18	富野 2 遺跡
B17-19	共立遺跡
B17-20	ナイベコシナイ 1 遺跡
B17-21	ナイベコシナイ 2 遺跡
B17-22	ナイベコシナイ 3 遺跡
B17-23	栄原 2 遺跡
B17-24	栄原 3 遺跡
B17-25	オバルベツ 2 遺跡
B17-26	中の沢 1 遺跡
B17-27	中の沢 2 遺跡
B17-28	中の沢 3 遺跡
B17-29	中の沢 4 遺跡
B17-30	富野 3 遺跡
B17-31	富野 4 遺跡
B17-32	国縫遺跡
B17-33	豊野 4 遺跡
B17-34	豊野 5 遺跡
B17-35	富野 5 遺跡
B17-36	花岡 2 遺跡
B17-37	花岡 3 遺跡
B17-38	オバルベツ 3 遺跡
B17-39	オバルベツ 4 遺跡
B17-40	豊野 6 遺跡
B17-41	中の沢 5 遺跡
B17-42	富野 6 遺跡
B17-43	富野 7 遺跡
B17-44	富野 8 遺跡
B17-45	豊津 2 遺跡
B17-46	坊主山 2 遺跡
B17-47	豊津 3 遺跡
B17-48	花岡 4 遺跡
B17-49	栄原 4 遺跡
B17-50	富野 9 遺跡
B17-51	富野 10 遺跡
B17-52	共立 2 遺跡

(注) このほかに道指定天然記念物、二股ラジウム温泉石灰華が文化財登録されている。

6 復旧対策

○ 資料6-1 長万部町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年9月12日条例第20号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害を生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、長万部町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町民が、令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給

を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては、250万円としその他の場合にあつては、125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還（又は、半年賦償還）とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月20日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年1月18日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年6月15日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年9月18日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（昭和57年12月17日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年3月17日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年12月25日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料6-2 事業別国庫負担等一覧

(令和3年2月1日現在)

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木 施設災害 復旧事業 国庫負担 法	河川	国 道 町	堤防、護岸、水制、床止	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上 町施行1か所 60万円以上	標準税収入と 対比して算定 する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤	〃	〃
	砂防設備	国 道	治水上施行する砂防施設	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上	〃
	林地荒廃 防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設 (防波堤を含む。)	道施行1か所 60万円以上	〃
	地すべり 防止施設	国 道	地すべり防止区域内にある 排水施設、擁壁、ダム等	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩 壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内に ある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国 道 町	トンネル、橋、渡船施設、道 路用エレベーター等道路と 一体となってその効果を全 うする施設又は工作物等	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上 町施行1か所 60万円以上	〃
	港湾	国 管理組合 町	水域施設(航路、泊地、船だ まり)、外郭施設(防波堤、 水門、堤防)、係留施設(岸 壁、浮標)、臨港交通施設等	国施行1か所 500万円以上 管理組合施行1か所 120万円以上 町施行1か所 60万円以上	〃
	漁港	国 道 町	水域施設 外郭施設 係留施設、輸送施設	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上 町施行1か所 60万円以上	〃
	下水道	道 町	公共下水道、流域下水道、都 市下水路	道施行1か所 120万円以上 町施行1か所 60万円以上	〃
公園等	〃	都市公園及び特定地区公園 (カントリーパーク)の園路 ・広場、修景施設、保養施 設、運動施設等	〃	〃	
空港整備法	空港	国 道 町	基本施設(滑走路、着陸帯、誘 導路、エプロン)、排水施設、 照明施設、護岸、道路、自動車 駐車場、橋、法令で定める空港 用地、無線施設、気象施設、管 制施設(道、市については、上 記から無線施設、気象施設、管 制施設を除く。)	1施設 120万円以上	8/10 国直轄事業のう ち基本施設に要 する費用の2/10 は地方負担
農林水産 業施設災 害復旧事 業費国庫 補助の暫 定措置に 関する法 律	農地	道 町 土地改良区等	農地	1か所 40万円以上	5/10(通常)、 8/10、9/10 (高率該当分)
	農業用施 設	〃	用排水路、ため池、頭首工、 揚水施設、農業用道路、農地 保全施設	〃	6.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当分)
	林業用施 設	道 町 組合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10～6.5/10 (通常) 7.5/10～10/10 (高率後)
	漁業用施 設	道 組合	沿岸漁場整備開発施設(消波 堤、離岸堤、潜堤、護岸、導 流堤、水路又は着定基質) 漁港施設(水産業協同組合 の維持管理に属する外郭施 設、係留施設、水域施設)	〃	6.5/10(通常) 10/10 (高率該当分)
	共同利用 施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業 場、その他	〃	2/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
土地改良法	農業用施設	開発局	事業実施地区 土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1か所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
			北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1か所 75万円以上	
		事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	〃	
			基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1か所 おおむね2,000万円以上 ・工事が高度な技術を要するとき。 ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要があるとき。	
公営住宅法	公営住宅	道 町	公営住宅	毎年国から示される。	2/5～3/4
生活保護法	保護施設	町 社会福祉法人 日本赤十字社	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
老人福祉法	老人福祉施設	町 社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等	〃	1/2又は1/3
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業所	町 障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等）	療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行うもの	〃	1/2
	居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所	町 社会福祉法人、NPO法人、営利法人等	居宅介護事業所（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所）、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所	〃	〃
	障害者支援施設	町 社会福祉法人等	障害者支援施設	〃	〃
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
児童福祉法	児童福祉施設	道 町 社会福祉法人 日本赤十字社 公益社団法人 公益財団法人 等	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設等	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/2
		町 社会福祉法人 医療法人 NPO法人 営利法人等	児童発達支援センター	〃	〃
		町 社会福祉法人	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	〃	〃
	助産施設等	町 道 社会福祉法人 日本赤十字社	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上（保育所については、40万円以上）	1/2
	児童厚生施設	町 社会福祉法人等	児童厚生施設	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/3
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉施設	町	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	〃
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関	〃	感染症指定医療機関	災害復旧費協議額1件につき 60万円以上	1/2
	感染症予防事業	〃	感染症予防、ねずみ族、昆虫の駆除等	各種事業による	〃
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	町 一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	○上水道事業又は水道用水供給事業 本復旧費1,000千円を超えかつ現在給水人口×130円を超えるもの ○簡易水道事業 本復旧費500千円を超えかつ現在給水人口×110円を超えるもの	1/2～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道 町	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道 80万円以上 町 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 町 30万円以上	2/3 (離島 4/5)
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	〃	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧に伴う応急仮設校舎等	施設整備 道 80万円以上 町 40万円以上	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	道 町	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの	道 120万円以上 町 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設、都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	町	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m ³ 以上であるもの、又は2千m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m ³ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	町 60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害等廃棄物処理	町（一部事務組合、広域連合を含む。）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	町 40万円以上	〃
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1) 下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む。）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。	その都度決定	2/3
	2) 都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	3) 公園		公園上に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。		〃
	4) 宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む。）に堆積した降灰で、町長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。		〃

○ 資料6-3 応急金融の概要

(令和3年2月1日現在)

融資の 名称	内容・資格・条件等						
	資金の種類	内容	貸付限度(円)	据置期間	償還期間	利子	
生活 福祉 資金	総合 支援 資金	生活支援費	(単身世帯) 月額150,000円以内	最終貸付日から 6か月以内	10年以内	無利子 (連帯保証 人が設定で きない場 合:1.5%)	
			(複数世帯) 月額200,000円以内				
		住宅入居費	敷金、礼金等住宅 の賃貸契約を結ぶ ために必要な費用	400,000円以内			6か月以内 (生活支援費併 せ貸しの場合 は、生活支援費 の最終貸付日か ら6か月以内)
	一時生活 再建費	生活を再建するた めに一時的に必要 かつ日常生活費で 賄うことが困難で ある費用	600,000円以内				
	福祉 資金	福祉費	日常生活を送る上 で、又は自立生活 に資するために一 時的に必要な費用 (具体的用途は別 表参照)	5,800,000円以内 (ただし、使途目 的に応じて別表 を参照)	6か月以内	20年以内 (ただし、使途目 的に応じて別表 を参照)	無利子 (連帯保証 人が設定で きない場 合:1.5%)
		緊急小口資金	緊急かつ一時的に 生計の維持が困難 となった場合に貸 し付ける少額の費 用	100,000円以内	2か月以内	12か月以内	無利子
	教育 支援 資金	就学支度費	高等学校等の入学 に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後 6か月以内	20年以内 (貸付額に 期間の上限 あり)	無利子
		教育支援費	高等学校等に就学 するのに必要な経 費	(高等学校) 月額35,000円以内			
				(高等専門学校) 月額60,000円以内			
				(短期大学) 月額60,000円以内			
(大学) 月額65,000円以内							

融資の 名称	内容・資格・条件等					
	資金の種類	内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後 3か月以内	据置期間 終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し、一定の不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内			
<p>※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。</p>						
生活福祉資金	〈福祉資金福祉費別表〉					
	用途目的	呼称	貸付限度目安	償還期間	利子	
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合:1.5%)	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内		
	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内		
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内		
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内		
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内		
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内			
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内			

融資の 名称	内容・資格・条件等							
	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
母子 父子 寡婦 福祉 資金	事業 開始 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福 祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽 飲食、文具販売、菓子 小売業等、母子・父子 福祉団体においては政 令で定める事業）を開 始するのに必要な設 備、什器、機械等の購 入資金	2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	事業 継続 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福 祉団体 寡婦	現在営んでいる事業 （母子・父子福祉団 体については政令で定 める事業）を継続する ために必要な商品、材 料等を購入する運転資 金	1,420,000 団体 1,420,000		6か月	7年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	修学 資金	母子家庭の母 が扶養する児 童 父子家庭の父 が扶養する児 童 父母のいない 児童 寡婦が扶養す る子	高校、専修学校 （高等課程） 高等専門学校 短大、専修大学 （専門課程） 大学 専修学校 （一般課程）	高等課程 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 （1、2、3年） 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 （4、5年） 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 短大、専修大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）81,000 （自宅外）96,000 専修学校（一般課程） 48,000	修学期 間中	当該 学校 卒業 後6 か月	20年 以内 専修 学校 （一般 課程） は5年 以内	※親に貸し付ける場合、 児童を連帯借受人とする。 児童に貸し付ける場合、 親等を連帯保証人とする。 無利子

融資の 名称	内容・資格・条件等								
	資金 の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率	
母子 父子 寡婦 福祉 資金	技能 習得 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（例 洋裁、タイプ、栄養士等）	月額 68,000 (特1回 816,000) 運転免許 460,000	知識、 技能を 習得す る期間 中5年 を超え ない範 囲内	知識 技能習 得後1 年	20年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%	
	修業 資金	母子家庭の母 が扶養する 児童 父子家庭の父 が扶養する 児童 父母のいない 児童 寡婦が扶養す る子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 (特1回 460,000) 注：修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、 技能を 習得す る期間 中5年 を超え ない範 囲内	知識 技能習 得後1 年	6年 以内	修学 資金と 同様	
	就職 支度 資金	母子家庭の母 又は児童 父子家庭の父 又は児童 父母のいない 児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物及び通勤用自動車等を購入する資金	100,000 (特別 330,000)			1年	6年 以内	親に係る 貸付の場合 保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0% 児童に係る 貸付の場合 修学資金 と同じ
	医療 介護 資金	母子家庭の母 又は児童（介 護の場合は児 童を除く。） 父子家庭の父 又は児童（介 護の場合は児 童を除く。） 寡婦	医療又は介護（当該利用を受ける機関が1年以内の場合に限る。）を受けるために必要な資金	医療 340,000 (特1回 480,000) 介護 500,000			6か月	5年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	住宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)			6か月	6年 以内 (特別は 7年 以内)	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%

融資の 名称	内容・資格・条件等							
	資金 の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
母子 父子 寡婦 福祉 資金	転宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため住 宅の賃借に際し必要な 資金	260,000		6 か月	3 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	生活 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得してい る間の生活費補給資金	月額 (一般) 103,000 (技能) 141,000	知識技 能を習 得する 期間中 5 年以 内	知 識 能 得 後 6 か 月	20 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
			医療若しくは介護を受 けている間の生活補給 資金		医療又 は介護 を受ける 期間中 1 年以 内	医 療 は 介 護 了 後 6 か 月	5 年 以内	
			母子家庭又は父子家庭 になって間もない(7年 未満)者の生活を安 定・継続する間に必要 な生活補給資金		240 万 円を限 度	貸 付 期 間 満 了 後 6 か 月	8 年 以内	
			失業中の生活を安定・ 継続するのに必要な生 活補給資金		離 職 し た 日 の 翌 日 か ら 1 年 以 内	離 職 し た 日 の 翌 日 か ら 1 年 以 内	5 年 以内	
	就学 支度 資金	母子家庭の母 が扶養する児 童 父子家庭の父 が扶養する児 童 父母のいない 児童 寡婦が扶養す る児童	就学、修業するために 必要な被服等の購入に 必要な資金	小学校 40,600 中学校 47,400 高校等 公立(自宅)150,000 (自宅外)160,000 私立(自宅)410,000 (自宅外)420,000 大学・短大等 公立(自宅)370,000 (自宅外)380,000 私立(自宅)580,000 (自宅外)590,000 修業施設 (自宅)90,000 (自宅外)100,000		6 か月	20 年 以内 修業 5 年 以内	修 学 資 金 と 同 様
	結 婚 資 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子 家庭の父が扶養する児 童、寡婦が扶養する 20 歳以上の子の婚姻に際 し、必要な資金	300,000		6 か月	5 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害 援護 資金 貸付 金	<p>実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例の定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者</p>				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円	年3%	3年	10年	半年賦 年賦
	② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円				
	イ 住宅の半壊 1,700,000円				
ウ 住宅の全壊(エの場合を除く。) 2,500,000円					
エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円					
③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔措置期間を含む。〕		
イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円					
ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円					
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等					
ア ②のイの場合 2,500,000円					
イ ②のウの場合 2,500,000円					
ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6か月ないし1年間の措置期間がある。 修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資 の 名称	内容・資格・条件等					
災害 復興 住宅 融資	1 融資対象者 次の(1)から(4)の全てにあてはまる方					
	(1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた方					
	(2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方					
	(3) 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方					
			年収	400万円未満	400万円以上	
			総返済負担率基準	30%以下	35%以下	
	(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
		区分	建設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補修
	融資 対象	住宅の規格等	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること。 (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること。 地方公共団体による現場審査を受けること。			
		住宅部分床面積	13㎡以上175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上）175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上）175㎡以下	/
		築年数	/	申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	/
		その他	/	/	気候の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	/
	融資 限度 額	基本融資額	建設資金 1,160万円 土地取得資金 970万円 整地資金 440万円	購入資金 2,620万円 うち土地取得資金 970万円	購入資金 1,630万円 うち土地取得資金 970万円 (リ・ユースプラス) (購入資金 2,620万円) (うち土地取得資金 970万円)	補修資金 730万円 整地資金 440万円 引方移転資金 440万円
		特例加算額	建設資金 510万円	購入資金 510万円	購入資金 510万円	
返済 期間	耐火準耐火木造(高耐久)	35年以内	35年以内	リ・ユースプラス住宅・マンション 35年以内 リ・ユース住宅・マンション 25年以内	20年以内	
	据置期間	3年以内			1年以内（返済期間を含む。）	
融資金利	建設・購入の場合		基本融資額 年0.47%			
	補修の場合		特例加算額 年1.37%			
	最新の金利は住宅金融支援機構に確認（H25.4.21現在）					
受付期間	罹災日から2年間					

取扱機関等	関係法令等	備 考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地利用集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。
	貸付限度額	600万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 〕
	償還期間	10年以内（うち据置3年以内）
	貸付利率	年0.10%（H28.4.20現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000円 (法人) 25,000,000円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000円 (法人) 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円 被害組合 25,000,000円 (連合会 50,000,000円)
	償還期間	6年以内(激甚災害法適用の場合7年以内)
	貸付利率	法発動の都度設定
	貸付の対象	天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用
	貸付限度額	① 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ② 1施設当たり3,000,000円(特認6,000,000円)
	償還期間	① 15年(うち据置3年)以内 ② 25年(うち据置10年)以内
	貸付利率	年0.10%(H28.4.20現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金(災害復旧)	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度額	① 貸付対象事業費×0.8 ② 漁船1,000万円その他施設300万円 (①及び②のいずれか低い額)
	償還期間	15年以内(うち据置3年以内)
	貸付利率	年0.35~1.10%(H25.3現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	30年以内（20年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
樹苗養成資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内（5年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設） 林産業施設資金 （災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
	償還期間	15年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等				
勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	非正規労働者の方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	融資金額	中小企業で働く方・非正規労働者の方・季節労働者の方 離職者の方			120万円以内 100万円以内
	融資期間	5年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8年以内	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
	融資利率	年1.60%	年0.60%		
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信用保証	取扱金融機関の定めによる。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要		

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

■ 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）

内容・資格・条件等																			
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり （合併した年と続く5年間の特例措置）</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>上記の自然災害により</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>支給額（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 （支給対象世帯の①に該当）</th> <th>解体 （支給対象世帯の②に該当）</th> <th>長期避難 （支給対象世帯の③に該当）</th> <th>大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯の①に該当）	解体 （支給対象世帯の②に該当）	長期避難 （支給対象世帯の③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯の①に該当）	解体 （支給対象世帯の②に該当）	長期避難 （支給対象世帯の③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援法	<p>(1) 申請時の添付書面</p> <p>① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等</p> <p>② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>① 基礎支援金：災害発生日から13月以内</p> <p>② 加算支援金：災害発生日から37月以内</p>

7 関係様式

○ 資料 7-1 水防活動実施報告

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 月 日

(市町村名)

至 年 月 日

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分			備 考	
	団体数	活動延 人 員	主要 資材	その 他 資 材	計	団体数	使 用 資 材 費			
							主要 資材	その 他 資 材		計
道(都府県)分 前 回 迄		人	円	円	円		円	円	円	
月 分 ()										
月 分 ()										
月 分 ()										
月 分 ()										
小 計										
累 計										
水防管理団体分 前 回 迄										
月 分 ()										
月 分 ()										
月 分 ()										
月 分 ()										
月 分 ()										
小 計										
累 計										

(作成要領)

- 「前回迄」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要
- 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

○ 資料7-2 通報者からの情報受領書

本部長	副本部長	総務課長	担当課長				
区分	災害情報						
日時	月 日 時 分						
発信者							
受信者							
内容							
①いつ 月 日 時 分				②どこで			
③何で（誰が）				④何が（どうした）			
⑤状況							
対策の指示内容							

○ 資料 7-3 自衛隊の災害派遣要請

第 年 月 日 号

北 海 道 知 事 様

長 万 部 町 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区域 (区域図を添付のこと。)

(2) 活動内容

4 派遣部隊が展開できる場所 (場所図を添付のこと。)

5 その他参考となる事項

連絡責任者

市町村名 :

職 名 :

氏 名 :

電話番号 :

※ヘリコプターの場合、添乗者の職・氏名・年齢・続柄を記入のこと。

○ 資料 7-4 自衛隊の災害派遣部隊撤収要請

第 号
年 月 日

北 海 道 知 事 様

長 万 部 町 長 印

自衛隊の災害派遣部隊撤収要請について

このことについて、管下の災害発生（人命救助等）に伴う支援部隊は、所期の目的を達成したので、次の日時に撤収されるよう要請願います。

記

年 月 日 時 分

○ 資料7-5 被災世帯調査表

被災世帯調査表

年 月 日 時現在

長万部町

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校
	全壊（焼）												
流失													
半壊（焼）													
床上（下）浸水													

○ 資料7-6 物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

年 月 日 時現在

長万部町

世帯 品目	単価	人世帯				人世帯				人世帯				計				備考				
		数量		所要数		数量		所要数		数量		所要数		数量		所要数						
		量	数	額	金	量	数	額	金	量	数	額	金	量	数	額	金					
計																						

- 注) 1 本表は、全壊（焼）、流失世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
 2 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○ 資料 7-7 災害救助法関連様式

- (1) 救助の種目別物資受払状況
- (2) 避難所設置及び受入状況
- (3) 応急仮設住宅台帳
- (4) 炊き出し給与状況
- (5) 飲料水の供給簿
- (6) 物資の給与状況
- (7) 救護班活動状況
- (8) 病院診療所医療実施状況
- (9) 助産台帳
- (10) 被災者救出状況記録簿
- (11) 住宅応急修理記録簿
- (12) 学用品の給与状況
- (13) 埋葬台帳
- (14) 死体処理台帳
- (15) 障害物除去の状況
- (16) 輸送記録簿

(3) 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

長 万 部 町

応急仮設住宅番号	世帯主名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工日	竣工日	入居日	実支出額	備考
		人								円	
計	世帯										

- 注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

(5) 飲料水の供給簿

飲料水の供給簿

長万部町

供 月	給 日	対 人	象 員	給水用機械器具						実支出額	備 考	
				名 称	借 上		修 繕					燃 料 費
					数 量	所 有 者	金 額	修繕 月日	修繕費			
			人			円		円		円		
計												

注) 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

(6) 物資の給与状況

物資の給与状況

年 月 日 時現在

長 万 部 町

住家被害 程度区分	世帯主 氏 名	基礎となった 世帯構成人員	給与月日	物資給与の品目				実支 出額	備考
				布団	毛布	〇〇			
		人	月 日					円	
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

⑩

- 注) 1 「住家被害程度区分」に、全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上（下）浸水の別を記入すること。
2 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

(7) 救護班活動状況

救 護 班 活 動 状 況

救護班：

班長：医師 氏名

印

月 日	市町村名	患者数	措 置 の 概 要	死 体 数 検 案 数	修 繕 費	備 考
	長万部町	人		人	円	
計						

注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

(8) 病院診療所医療実施状況

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

長 万 部 町

診 療 機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病名	診療区分		診療報酬点数		金額 円	備考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
計 機関	人								

注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

(10) 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

長万部町

年月日	救出 人員	救出用機械器具							実支出額	備考
		名 称	借 上 費		修 繕 費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 名	金 額	修繕 月日	修繕費			
	人			円		円		円	円	
計										

- 注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

(11) 住宅応急修理記録簿

住宅応急修理記録簿

長万部町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘要
			円	
計	世帯			

(12) 学用品の給与状況

学用品の給与状況

長万部町

学校名	学年	児童 生徒 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支 出額	備考
					教科書			その他学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノート			
											円	
計	小学校	/	人	/								
	中学校	/	人	/								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

印

- 注) 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

(13) 埋葬台帳

埋葬台帳

長万部町

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(付属品を含む。)	埋葬又は火葬料	骨つぼ	計	
						円	円	円	円	
計		人				円	円	円	円	

- 注) 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

(14) 死体処理台帳

死 体 処 理 台 帳

長 万 部 町

死 亡 年 月 日	遺体発 見の日 時及び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			遺 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死 亡 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

(15) 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

長 万 部 町

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要した 期 間	実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備 考
			円		
計	半壊 半焼	世帯			
	床上 浸水	世帯			

注) 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

(16) 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

長 万 部 町

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等		金額	修		繕			燃料費	実支出額	備考
			使用車両			故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						
					円						円	円	
計													

- 注) 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 市の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

長 万 部 町 地 域 防 災 計 画
資 料 編

平成30年3月

長万部町防災会議

(最終改定：令和8年3月)